

令和5年第1回士別市議会定例会会議録（第2号）

令和5年3月7日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 3時58分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 大綱質疑

散会宣告

出席議員（15名）

副議長	1番	村上 緑一 君	2番	石川 陽介 君
	3番	湊 祐介 君	4番	中山 義隆 君
	5番	加納 由美子 君	6番	奥山 かおり 君
	7番	西川 剛 君	8番	佐藤 正 君
	9番	真保 誠 君	10番	喜多 武彦 君
	11番	谷 守 君	12番	大西 陽 君
	13番	十河 剛志 君	14番	山居 忠彰 君
議長	15番	井上 久嗣 君		

出席説明員

市長	渡辺 英次 君	副市長	法邑 和浩 君
総務部長	大橋 雅民 君	市民自治部長	藪 中晃宏 君
健康福祉部長	東川 晃宏 君	経済部長	鴻野 弘志 君
建設水道部長	千葉 靖紀 君		

教育委員会 会長	中峰 寿彰 君	教育委員会 生涯学習部 部長	三上 正洋 君
-------------	---------	----------------------	---------

病院 副 管 事 理 者	三好 信之 君	経営管理部長	中館 佳嗣 君
-----------------------------	---------	--------	---------

監査委員 浅利知充君

監査委員
局長

四ツ辻 秀和君

事務局出席者

議会事務局長 穴田 義文君

議会事務局長
議総務課

岡崎 忠幸君

議会事務局長
議総務課主任 中井 聖子君

議総務課主任
議総務課主任

駒井 靖亮君

(午前10時00分開議)

○議長（井上久嗣君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（井上久嗣君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（穴田義文君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は、配信のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（井上久嗣君） 議事に入る前に市長より、市役所車両管理事務所で発生した火災について報告したい旨の申出がありましたので、これを許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 議長のお許しをいただきましたので、3月1日水曜日に発生した士別市車両管理事務所車庫・整備所の火災の概要を報告させていただきます。

3月1日水曜日午後1時12分に車両管理事務所などを管理・使用する士別軌道の職員が士別消防署に通報し、同日午後1時31分に鎮火しました。

火災は、車庫整備所内に保管していた除雪機を中心に、壁やドア、シャッターなどのほか、同じく保管していた軽自動車の背面が延焼した状況です。

また、車庫・整備所内が、火災の煙によって黒くすすがついた状態になっています。

出火の原因は消防署が調査中であり、警察署の見解では、第三者に起因する火災ではないとのことであります。

なお、この火災により職員2名が負傷しています。負傷した状況を申し上げますと、業務で使用するスコップ等を搬出するため、車庫・整備所内に入った際には出火は確認できませんでしたが、その後何らかの原因で出火し、出火場所に一番近くにいた職員1名が全治10日の火傷を負い、もう1名も喉の変調を訴え、両名が病院を受診しています。

現在、出火原因は特定できていませんが、負傷した職員の一日も早い回復を願うとともに、火災の原因に基づき適切な対応を取っていく考えです。

このたびは、近くにお住まいの方はもとより、市民の皆様に大変御心配と御迷惑をおかけしたことを心からおわび申し上げます。（降壇）

○議長（井上久嗣君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第3号から議案第20号までの令和5年度士別市各会計予算と、これに関連を有する議案18案件を一括議題に供します。

これより大綱質疑に入ります。

議長の手元まで質疑通告書を提出された方は11名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次質疑を許します。

2番 石川陽介議員。

○2番(石川陽介君) 令和5年第1回定例会に当たりまして、通告に従い大綱質疑をいたします。

私からは、中学校部活動移行及び地域スポーツ芸術文化活動についてお伺いいたします。

小学校から今に至るまで、多くの方の関わりによって続けていくことができているスポーツ活動、仲間と切磋琢磨しうまくいかないことに悔しさを感じ、勝負の世界も楽しむことができ、あらゆる世代の方々とのつながりを育むことができました。

仲間やコーチ、監督、親や父母会、ハード面もソフト面も整備をしてきていた関係者の方々に改めて感謝をいたします。

今回はこの中で、大きく分けて3つの質問がございます。

1つ目に、先日行われた今後の部活動を考えるセミナーの内容と予定について。

2つ目に、青少年のスポーツ、芸術文化活動の環境に対する土別市の在り方について。

3つ目に、今後の進め方やスケジュールについてです。

さて、今大変な話題となっている中学校の部活動地域移行、令和3年第4回定例会では、眞保議員が、令和4年第3回定例会では、奥山議員が質問をされております。

昨年12月にはスポーツ庁と文部科学省より、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインが提出されました。詳細は文部科学省のホームページより、ぜひ御覧いただければと存じます。

概要としましては、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。

また、部活動の地域移行に当たっては、地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てるという意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要とうたった上で、学校部活動や地域クラブ活動移行に向けた環境整備、大会等の在り方の見直しなどについて細やかなことが示されています。

これらは非常に大切なことと思います。しかし、こと、地域の子供たちにどうなってほしいかなどの思いはもちろん語られておりません。また、行政としても指導者や関わるの方々としても気になっている財源には触れていません。

このことから現状では、中学生を含める青少年スポーツ芸術文化活動に係る環境の問題については、自治体自らがかじを取り、指針を示さなければならないことが分かります。

1つ目の質問に移ります。

2月14日に教育委員会主催・共催で行われた、今後の部活動を考えるセミナー、部活動の在り方の変化に対応していくに参加させていただきました。非常に有意義な時間となりました。

参加前までは、いち早く中学校部活動の地域移行をしなければいけないと。どのようにした

らよいか。様々な問題点はどのようにクリアするのかなど、焦って考えておりましたが、そもそも地域移行をして何をしたいのか、目的は何なのか、中学校部活動だけの問題なのかを考えさせられる機会となりました。

まず初めに、セミナーに参加されていない方も多くいらっしゃると思いますので、改めて先日行われたセミナーの内容で特に、北海道教育大学岩見沢校山本教授がどのような講義をされていたか、内容と課題等の要点をお聞かせください。

次に、個人的な経験や思いと、地域の現状などをお話した上で、2つ目の質問をさせていただきます。

私は小学校から中学、高校、社会人になった今もサッカーやフットサルに関わっております。小学2年からサッカー少年団に入り、同い年のチームメートや上下の年齢の子供たちと練習や試合を行ってきました。

隣のコートの上級生のうまさやキック力を目の当たりにし、こうなりたいと思ったのを思い出します。5、6年生になると40歳以上のカテゴリーの大人たちとボールを蹴る機会があり、大人たちに負けたくない、一生懸命プレーをしていた記憶があります。

中学校に上がると同世代のチームメートと練習、試合をしたり、高校生や社会人と練習をさせていただいたり、小学生のサッカー大会のラインズマンをやったりと、様々な年代と関わることができました。

高校に入っても小学生の大会のお手伝いをしたり、社会人と練習試合をさせていただいたりと変わらぬ地域の方とのつながりがありました。

また、高校3年時には2年時までいた顧問の先生も異動となり、自分たちでメニューを考えたり、新たな顧問の先生が地域のサッカー関係者に様々な相談をしてくれたり、週末には社会人の方々がスポットで指導に来てくれたりと、地域の方々に支えていただいた記憶が今でも鮮明に残っています。

社会人になった今では、小学生のときに一緒にボールを蹴っていた大人の皆さんとサッカーの裾野を広げるイベントの手伝いなどをさせていただいております。

サッカーを、スポーツを続けることができよかったですと思います。そう思えるのも、この環境をつくってもらえていたからだ今、改めて感じます。地域の様々な年代の方々と関わり、支えていただき、夢中にスポーツを続けることができ、心も体も育まれることができました。また、現在も当時つながった関係は続き、豊かな暮らしの一つの要因となっています。

当時夢中になってスポーツに打ち込ませていただけた環境が、あらゆる課題から少しずつ難しくなってきました。当時と形は変われども、夢中になってスポーツに打ち込める環境をつくらなければいけないと私も思うところです。

また、地域の指導者や関係者、親御さんなどの様々な方から話を聞く中で、地域移行に対する考え方はもちろんのこと、今現在の部活動に対する考え方などにも相違が見られることが分かりました。共通認識や共通目標が見えておらず、非常にやりにくい状況があるということ

お聞きしました。士別市内のスポーツにおける根幹の部分が伝わっておらず、それぞれの考えがばらばらとなってしまう、複数の種目で似たような不満の声なども出ているようです。

士別市民憲章の一文には、スポーツを愛し、元気なまちをつくりますとあります。スポーツを愛するという事は、そもそもの根底には大人も子供も全ての人が自主的なもので、押しつけられて行うものではないということが含まれると考えます。

また、第2期士別市スポーツ推進計画では、健康・スポーツ都市宣言が書かれており、私たち士別市民は、一人一人が健康に心をつikai、生涯を通してスポーツに親しみ、健全な心と体を鍛え、人と大地が躍動する健やかなまちを築くため、ここに健康・スポーツ都市を宣言します、とあります。

様々な考えなどもあるかと思いますが、生涯スポーツ、競技スポーツ、いずれの場合も、まずこれらの考え方が、士別におけるスポーツの基礎であることを認識することが非常に大事になるかと私は考えます。

その上で、今後の話になるとは思いますが、その基礎の上に青少年のスポーツ環境に対する考え方や在り方が乗ることとなると思います。

何よりも重要なことは、どこの誰から何を言われてもぶれない柱、土台を持つことだと考えますし、スポーツをする、見る、支えるに関するプレイヤーや指導者、親御さん、スポーツに関わる全ての人にこれらの目標や認識を共有することが重要だと私は考えます。

長くなりましたが、2つ目の質問として、先日行われたセミナーを受けて、士別市教育委員会として、中学校部活動地域移行に対する考えと地域スポーツの在り方についてお聞かせください。

最後に、青少年のスポーツ環境の課題に対する今後の進め方、スケジュールについてお聞かせください。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 坂本合宿の里・スポーツ推進課長。

○合宿の里・スポーツ推進課長（坂本英樹君） 私から、先日行われましたセミナーの内容と要点について御答弁させていただきます。

議員のお話にもありましたとおり、昨年12月にスポーツ庁と文化庁連名で学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方などに関する総合的なガイドラインが策定されました。

これを受けまして、本市でも少子化が進む中、将来にわたり子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して取り組むことができる環境を確保するため、学識経験者から部活動を含めた地域におけるスポーツ・文化活動の環境の構築に関する助言をいただき、本市における望ましい部活動の在り方の検討や取組が進められるよう、セミナーを開催してきたところです。

参加者は教職員17名、PTA 5名、教育委員会関係各種委員 8名、スポーツ文化団体37名、市議会議員 2名の計69名の参加をいただきました。

セミナーの3つの狙いとしましては、本市の中学校部活動の共通理解、共通認識を持ってい

ただため、本市教育委員会から士別市におけるこれまでの部活動の取組と現状を説明させていただきました。

2つ目は、国と道の基本的な考え方の情報共有としまして、北海道教育長から、国の改革の方向性と道教委の取組を説明させていただきました。

さらに、将来を見据えた地域の子供の活動に対する共通目標を立てていただくためのきっかけ、足がかりとしまして、北海道教育大学岩見沢校山本理人キャンパス長の学校運動部活動の現状と課題と題しまして講演をいただいたところです。

セミナーで示された要点などにつきましては、子供たちのスポーツ・文化活動に関する教職員、保護者、競技団体、行政など立場を超えたステークホルダーが共通認識と共通目標を持つことが最も重要ということが示されたところです。

また、成長期にある小・中学生の成長・発達段階を考え、多様なスポーツ・文化の環境を準備することや、中学校のカテゴリーだけで考えず、その枠組みを超えてスポーツ・文化活動を切れ目なく継続できる仕組みを構築することも示されたところです。

さらには、学校で行っていた部活動を単純に地域へ移すのではなく、地域で子供たちの活動を支える視点を持って取り組むことが大切であるということも示されたところです。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 三上生涯学習部長。

○生涯学習部長（三上正洋君） 私のほうから本市中学部活動の地域移行に対する考え方と地域スポーツ・文化の在り方についてと今後の進め方、スケジュールについて答弁させていただきます。

まず、在り方についてでございますが、子供たちが多様なスポーツや文化活動を経験できる環境を整えるため、関係者のみならず市民協力のもと地域一体での取組を目指すことが重要と考えております。

青少年を中心とした活動に対する共通の理解と目標を持ち、共通認識の下、教職員、保護者、競技団体、行政などが同じ方向に進む環境を整えることも必要であると考えております。

各団体の運営体制や指導者の確保、保護者の負担、子供たちのニーズへの対応などこれらについては問題や課題が多岐にわたっており、できる部分から一つずつ進めていくことを重要と考えております。

本市の実態を踏まえた望ましい地域の活動に向かって、中長期的な視点を持ち、取り組んでいきたいとも考えております。

また、在り方につきましては、スポーツや文化活動を通じて子供たちの夢や目標、仲間づくりなどができる地域に合った最適な環境を構築する。

青少年期のスポーツ・文化活動による貴重な経験は、それぞれの年代になっても活動に親しむことにつながっていくと思われま。

これらの日常生活での習慣的な活動が、子供から高齢者まで幅広い世代をつなげ、地域コミ

ユニティを活性化することとなります。

議員のお話にもありましたとおり、する、見る、支えるについては、活動をする当事者だけではなく、様々な人々の見る、支えるの関わりも含めて子供たちの地域スポーツ・文化活動を継続的に支えていくことが必要であると考えております。

最後に、今後の進め方、スケジュールについてであります。

令和5年度予算で、部活動地域移行促進事業として44万円を計上し、5年度の早い時期に学校、PTA、スポーツ、文化団体、行政などによる協議会を設立します。

そのために、3月中に設立の準備会を立ち上げ、協議会の運営体制を整えるために必要な議論に着手をしてまいります。

協議会では、国のガイドラインや北海道の推進計画を参照し、本市の実情に合った地域スポーツ、文化活動、この方向性を検討するとともに、様々な課題の解決に向けて議論を進めてまいります。

活動ごとの体制に違いや課題は様々で、一律に動き出すことは困難であることから、移行に着手できるところから進めてまいりたいと思っております。

以上、申し上げます。

○議長（井上久嗣君） 以上で、石川議員の質疑を終了いたします。

12番 大西 陽議員。

○12番（大西 陽君） それでは、通告のとおり大綱質疑を行います。

最初に、市政執行方針について関連ある項目を含めて、それぞれ考え方を伺いたいと思います。

1番目として、市長が掲げている政策個々の本年度の進捗見込みと併せて新年度において継続を含めた取組についてであります。

市政執行方針の市政運営の基本的な考え方として、結びに市長は掲げた公約はその全てについて実施または実施に向けた調査・検討を進めているところで、さらに見直しを図りつつ、取組を進めると述べられております。

公約を市政政策に反映させることは、市政執行において根幹となるもので、取組経過や実現するまでの進捗管理の状況を個別具体的に示すことが、市民の行政運営に対する理解がより深まることになると思います。

市長が掲げている公約のあらましについて少し触れさせていただきます。

チャレンジできるまち、支え合えるまち、心豊かなまちの実現のために、市内経済の活性化による財政基盤の強化の取組が6項目ございます。魅力の発信強化と観光・合宿受入れ拡大の取組が3項目ございます。子供やお年寄り、障害者が暮らしやすいまちへの取組が5項目ございます。学力向上への支援と魅力ある学校づくりの取組が4項目ございます。地域性を生かした環境対策と企業誘致・移住政策の取組が4項目ございます。安心できる医療・介護の体制強化の取組が6項目ございます。そして、農林畜産業の支援と特産品の開発促進の取組が6項目

ございまして、併せて38項目の政策を示されております。

そこで、政策の取組経過を明らかにするためにも、公約に基づく政策個々の本年度の進捗見込み、さらに新年度において継続を含めた具体的な取組内容と併せて政策内容の見直しがあるとしたら、その考え方を伺います。

2番目に、介護従事者の確保・定着に向けた施策の実施経過と成果及び新年度における取組の概要について伺います。

高齢化に伴って必要な介護従事者が増加傾向にある中で、少子化による労働人口の減少を背景として、介護業界は慢性的な人手不足となっており、深刻な状況に今あります。

介護従事者の確保・定着は本市にとっても喫緊の課題であり、人材育成のために本市独自の効果的な施策の構築が強く求められております。

新年度においては、本年度の介護従事者の確保・定着に向けた施策を継続する中で、介護事業への就労理解と介護に関する基礎知識習得のための一般市民向けの入門的研修を実施をするとしています。

そこで関連がありますので、本年度の人材確保と定着に向けた施策の実施経過と成果、それを受けて、新年度における取組の概要を伺います。

3番目に、こども家庭センターの設置に至る経過と法改正の内容及び期待される効果について伺います。

児童福祉法の一部を改正する法律が2024年4月1日に施行となることから、市町村には子育て世代を包括的に支援するため、2023年4月に創設される予定とされていますこども家庭庁が所管するこども家庭センターの設置が求められていますが、ここに至る経過と法改正の内容と期待される効果、設置に向けた進め方について伺います。

4番目は新年度において、耕種農業及び酪農・畜産の危機的状況を乗り越えるための取組についてであります。

新型コロナウイルスの影響で人や物の流れが制限され、外食産業の低迷もあって農畜産物の需要が激減しており、さらに、昨年2月に突如として勃発したロシアのウクライナ侵攻によって、両国が穀物やエネルギー等の輸出国であったことから、農業、酪農・畜産においても燃油、肥料、飼料などの生産資材の価格高騰と初生牛の個体販売価格も暴落しており、当然個々の経営体では吸収ができない危機的な状況に陥っています。

この環境が短期間で回復することは極めて難しく、長期的な対策が必要であります。

市政執行方針では、国際情勢の変化や世界的な穀物需要の不安定化により、燃料、飼料、肥料の価格が高騰するなど、農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることから、引き続き関係機関と連携し、国や道へ有効な施策を要請してまいりますと述べております。

もちろん、このことは重要で必要な取組ではありますが、新年度に向けて本市として具体的な取組、例えばこの危機的状況を市民と共有するための醸成を図る取組や、全道市長会など様々な機会での問題提起、農畜産物の消費減退に対応するための継続的な消費拡大運動など、

市長が先頭に立って行動を起こすことによって、一定の結果を導き出すことが期待をされます。そのことは今、将来に不安を抱いている農業者にとって心強い取組になるのではないのでしょうか。

そこで、本市が基幹産業としている農業の危機的状況乗り越えるために、新年度における新たな取組についての考え方を具体的にお伺いいたします。

5番目に、季節移住に対する制度の概要についてであります。

郊外に居住する高齢者が、安全・安心な生活を送れるよう冬期間を市街地で生活する季節移住について、本格実施に向けて実証事業に取り組むとしていますが、昨年7月から9月にかけて制度設計とニーズ調査のためにアンケート調査を行っております。

その結果、配布件数570件に対して回答件数が228件で回答率が40%でありました。

回答した228件のうち、利用したいが11件で4.8%、条件次第では利用したいが49件で21.5%、利用しないと答えた件数が147件で、64.5%でありました。

そこで、アンケート調査で対象とした570件を選定した根拠と季節移住を希望する地域のそれぞれの件数及び条件次第で利用したいとした条件の主な内容と事業の制度について、現時点の考え方の概要を伺います。

○議長（井上久嗣君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君） 私から市長が掲げている政策個々の進捗状況と新年度の主な取組について、8つの基本項目に基づきお答えいたします。

まず初めに、市内経済の活性化による財政基盤の強化6項目についてであります。

国・道への積極的な要請活動や地域活性化応援ポイント事業をはじめとする各種コロナ対策事業に加え、地域循環型住宅リフォーム促進助成事業やこども夢トーク、子ども議会の開催など4項目については実施済みでございます。

一部実施としていました地域循環分析については、本市の基礎調査と産業関連表を作成しました。この基礎資料を使い、道の駅による市内経済への波及効果をシミュレーションしたところです。

この結果を受け、新年度においては、市内経済の好循環に向けてさらなる調査を行い、外貨獲得に向けた施策について具体的にどのように取組を進めていくのか、事業化に向けた検討を行ってまいります。

次に、魅力の発信強化と観光・合宿受入れ拡大についての3項目であります。

市長自らが企業訪問はもとより、オータムフェストや産業フェスタみよし、ニューイヤー駅伝の応援など数多くのイベントに自ら参加し、本市のPRに取り組みました。

また、包括連携協定を締結したレバンガ北海道のマスコット、レバードによる1日市長やレバンガ北海道、コンサドーレ札幌のホームゲームに参加するなど新たな取組も進めているところ です。

観光については、雄大な自然や羊のまち、サフォークランド・しべつとしての魅力発信に加

え、近年のキャンプブームを踏まえ、市内キャンプ場のPRに取り組んだほか、本市の季節ごとの魅力を堪能してもらうことで移住定住につなげるべく、夏秋冬にそれぞれお試し移住体験を実施しました。

また、羊、合宿、試験研究といった本市の特色を生かすため、サフォークラムの生産の安定化や合宿や企業誘致にも積極的に取り組んでいるところです。

新年度においても、トップセールスによる積極的な本市のPR活動に取り組むとともに、先日リニューアルしたホームページやSNSの活用など、あらゆる手法を用いて魅力発信に努めていくものです。

次に、子供やお年寄り、障害者が暮らしやすいまちへの5項目であります。

ことぶき公園や東丘児童公園の遊具を更新したほか、習い事タクシーやバス・タクシー共通回数券などの実証実験を行い、利便性の高い公共交通システムの構築に向けた検証を行いました。

新年度においては、桜丘公園とひばり児童公園の遊具を更新する予定であり、習い事タクシーの事業化に向けた検証も進めてまいります。

障害者がより暮らしやすいまちを実現するため、現在の障害者サービスについて利用者からの声を聞くとともに、検証作業を進めました。この検証結果に基づき、新年度から心身障がい者ハイヤー料金等助成事業の利用枚数を試行的に増やすとともに、非課税者や生活保護世帯の入浴サービスについて、利用者負担の免除を行うものです。

公営住宅の福祉住宅への転換活用などについては、郊外地区にお住まいの高齢者を対象に行ったアンケート調査の結果を踏まえ、新年度において季節移住の実証実験を行うこととしています。

高齢者などの買物や除雪などへのボランティア制度の創設については、市内の除雪サービス事業者との意見交換会などを実施していますが、課題も多く結論には至っていない状況です。新年度においても、引き続き検討してまいります。

次に、学力向上への支援と魅力ある学校づくり4項目についてです。

今年度から経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などを援助する就学援助制度の項目にオンライン学習通信費を追加したほか、小・中学生の実用英語技能検定などの検定受験料の一部を助成する制度を新設しました。

また、士別翔雲高校の間口維持に向け、当該高校との連携により魅力化や生徒数の確保に向けた取組を支援するべく、下宿費用の助成や学習アプリの使用料助成などの高校魅力化支援事業を実施したところであり、新年度においては、探究学習への支援や効果的な学校PR等に支援を拡大し、さらなる魅力化に努めてまいります。

部活動に対する支援については、現在指導員を配置しているほか、大会参加費の助成を行っています。

郷土愛の醸成や芸術との触れ合いについては、本市の基幹産業である農業を通じて、郷土愛

を育む農業学習やふるさと給食に取り組んでいるほか、博物館での版画展やサンライズホールでの子ども芸術劇場、市内全ての小・中学校と東高校で開催されたアート体験など、芸術との触れ合いによる心の醸成を図っているところです。

新年度では、日本版画協会巡回展の通算90回目となる記念展も予定されており、引き続き芸術に触れ合う機会を確保するとともに、学校事業や社会教育の機会を活用し、子供たちはもとより多くの市民の郷土愛の醸成を目指します。

次に、地域性を生かした環境対策と企業誘致・移住4項目についてです。

ゼロカーボンの積極的な推進については、地球温暖化対策実行計画について、3月2日にパブリックコメントの受付を終了し、今月中の施行に向け、現在文言の整理を行っているところです。

新年度では、本計画に基づき具体的な取組を進めるとともに、子供たちによる植樹活動を通じて温室効果ガスの吸収源としての緑の大切さについての市民周知を図っていく考えです。

企業誘致については、製造業1社が進出することが決定し、本年夏頃の操業を目指して準備中であります。

起業に向けた支援については、今年度、みんなの新たなチャレンジ応援金事業を実施し、新規開業や業態転換等に対する支援を行ってきたところです。

新年度においては、新商品開発など支援範囲を拡大し、市内で頑張る事業者を応援します。

また、起業を目指す方や起業して間もない方を対象に、起業フォローアップ経営支援事業を実施し、講習や専門家によるマンツーマンの相談支援により、起業へのハードルを下げるとともに、起業後の持続的経営への支援を行っているところであり、新年度においても、新たに起業を目指す方を募り支援を拡大させていきます。

移住に対する支援については、移住ナビデスクによる移住希望者への相談体制の充実も図っているところで、新年度では大学生等を対象としたふるさとワーキングホリデーや市内に居住し、働く若者を対象とした奨学金返還支援制度を新たに創設し、U I J ターンを促すとともにさらなる移住定住者の獲得に努めてまいります。

次に、社会インフラ維持と防災、公共事業の確保4項目についてです。

社会インフラの維持と長寿命化事業の継続実施については、今年度に見直しを行った公営住宅等長寿命化計画や橋梁の定期的な近接目視点検結果に基づき策定された橋梁長寿命化計画などに基づき長寿命化事業に取り組むとともに、上下水道施設についても計画的な補修・修繕を行うことで、社会インフラの維持に努めているところです。

国や道の補助金の積極的な活用による公共事業の確保については、国の社会資本整備総合交付金などを活用し、橋梁の長寿命化工事や水処理施設の改築、管路施設の長寿命化、公営住宅の屋上防水改修などを計画的かつ効率的に進めます。

教育・文化施設の整備等については、今年度、市民文化センターの外壁及び小ホール舞台機構の改修や生涯学習情報センターの老朽機器の更新を行っており、新年度ではサンライズホー

ルの機器設備や舞台機構の改修などを実施する一方で、剣淵川運動広場及び朝日運動広場については廃止します。

公共施設の在り方については、将来的な利用需要や維持管理費の変化を視野に入れつつ、公共施設マネジメント基本計画に基づく最適化の動きを加速させます。

今年度は、朝日テニスコートについて利用者から意見聴取を行い、その結果、テニスコートとしての利用がなかったため機材を撤去し、新年度から多目的広場に用途変更します。

次に、安心できる医療・介護の体制強化6項目についてです。

市内の医療機関及び介護事業所等との連携については、新年度から、道のアドバイザー事業を活用し、ICTを活用した連携ネットワークの構築に向け、関係機関とのワークショップやグループワークの実施と具体的な制度設計の検討を重ね、6年度からシステム導入を目指します。

名寄市立総合病院との連携については、上川北部区域地域医療構想の場において、中核医療機関である名寄市立総合病院を中心としながら、今後の人口構造、疾病構造の変化などを踏まえた医療連携体制について検討を行っていますが、今後も引き続き医療スタッフも含めた医療資源の有効活用を図り、地域に必要な医療を効率的に提供できるよう連携体制の強化を図ります。

介護人材の確保については介護従事者、新規就労定着支援事業として各種助成などを実施していますが、目立った効果は現れていないのが現状です。

介護従事者不足は賃金が全産業平均を大きく下回っているという課題も大きいことから、引き続き国に対し、介護報酬や制度改正について市長会などあらゆる手段を用いて要請していきます。

在宅医療については、市立病院内の訪問看護ステーションが中心となり、訪問看護を行っているほか、市内の一部の診療所・クリニックにも対応していただいています。

最近では、訪問リハビリの需要が高まっていることから病院のリハビリスタッフを増員し、需要に应付しているところですが、今後はさきのICTも活用しながらスムーズな在宅医療の提供に努めたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症への医療体制については、現在6床の病床を確保するとともに、発熱外来を設置して対応していますが、5月8日に予定されている5類への移行後においても感染対策を十分に取しながら、国や道の動向を注視しつつ、適切な医療体制の確保に努めていきます。

医療人材の確保については、市長、院長自らが大学や医療機関に対し要請活動を行っていますが、修学資金の活用や研修医の受入病院としての体制を整えるなど、引き続き医師の確保に努めてまいります。

高齢者が安心して療養できる環境整備については、調査・検討を進めていますが、看護師や介護従事者不足の影響もあり、病院の療養病床、入所施設のベッド数ともに減少傾向にあるた

め今後の需要動向を踏まえ、上川北部地域全体の課題として引き続き対応策を検討してまいります。

最後に、農林畜産業の支援と特産品の開発促進6項目についてです。

今年度においても国営施設応急対策事業など、国・道の事業を活用しながら積極的に基盤整備を進めているところですが、新年度においても関係団体との連携の下、円滑な事業の推進に努めていきます。

中士別地区で進めている道営土地改良事業について、今年度は98ヘクタールの基盤整備が完了しました。新年度においても66.5ヘクタールを整備する予定であります。

農業の担い手確保・育成については、担い手支援協議会が中心となって就農研修や地域おこし協力隊制度を活用した農業研修生の受入れを進めており、新年度は3名の方が新規参入により就農する予定です。

今後も市、JA北ひびき、普及センター、農業委員会、各地区受入農家協議会が連携し、農業研修生の定着に向けた取組を進めてまいります。

農業の労働力確保と作業効率の支援については、JA北ひびきがコントラクター協議会を設立するに当たり、情報交換を行ってきているほか、外国人労働者の受入れに際して、旧スポーツ研修所の貸付けを行っています。

6次産業化に対する支援については、毎年、6次産業化ネットワーク会議を開催し、様々な情報提供や意見交換を行っているところです。新年度においてもテーマを変え、継続する予定であります。

森林の整備と保全については、森林整備計画及び森林環境譲与税の活用に向けた基本指針に基づき、造林、公共事業への上乗せ補助や森林整備担い手対策などに取り組むほか、未整備森林の解消を図っています。

新年度にはさらにゼロカーボンシティを推進するべく、士別市森林吸収源対策推進計画を策定するものです。

以上申し上げましたが、令和5年度当初における政策の進捗状況は、実施、推進が4項目増の28項目で73.7%、一部実施が3項目減の7項目で18.4%、調査・検討が1項目減の3項目で7.9%となったところです。

引き続き、全ての政策の実施に向け取組を進めるとともに、実施中の事業で思うような効果が出ていないものについては、内容の見直しを図ってまいります。

私からは以上です。

○議長（井上久嗣君） 東川健康福祉部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君） 私から介護従事者の確保の関係とこども家庭センターについて、お答えさせていただきます。

初めに、介護従事者の確保・定着に向けた取組についてです。

今年度の人材確保策と主な実施経過と成果についてですが、まず1点目として、介護従事者

新規就労定着支援事業、これは個人向けの事業となりますが、就労定着と資格取得の支援を目的としたものです。内容としては、資格取得の受講費用への貸付け、3年間の就労によるその償還の免除ということになっています。

令和4年度の実績としては、貸付け、これは実務者研修を受講した方ですが8人で72万2,000円。一方、償還免除となった方は6人で51万円となっています。

2点目については、介護従事者研修費補助事業、これは事業所向けの補助となりますが、資質向上と従業員の教育の促進を目的としているものです。内容としては研修費用の補助ということで、4年度実績については4件で26万8,000円となっています。

次に、介護実習生等受入支援事業、これは事業所向けの事業となりますが、技能実習生等の受入れの促進を目的として行っております。内容は受入費用の補助ということで、実績は6件60万円となっています。

また4点目として、新規介護従事者就労支援補助金、これは個人向けとなりますが、市外から就労の定着支援ということで目的にしているものです。内容としては、転入、就労をした後、一定期間経過後支援金を交付するもので、4年度としては2件の実績があり、30万円交付しているところです。

このほかにも、介護従事者との連携が不可欠なため、事業所との意見交換会を年2回実施しているほか、事業者へのアンケート調査により今後の補助事業の活用の見通しなど、お話しも伺っているところでもあります。

また、介護ロボットなどの福祉用具の展示会を4年度は市内で初めて開催しています。

また、旭川市福祉人材バンク、これは旭川市の社会福祉協議会ですけれども、この主催によりハローワーク土別の2階において、福祉職場の就職説明会も開催したところであります。

こうした施策を実施していますが、新年度についてはこれらの取組の継続に加えて新しい事業としては、一般市民向けの介護に関する基礎知識習得のための入門的な研修を実施するという事で予定をしております。

目的としては、これまで介護との関わりがなかった方など、介護職未経験の方が介護に関する基礎的な知識を身につけることができる研修を行うことで、介護分野への就労のきっかけをつくとともに、介護業務に携わる際の不安を少しでも払拭することにより多様な人材の確保ができるようにして取り組むものであります。

5年度については、この研修を2回予定をしております。

また、これまでは事業所へのアンケートというものを行ってきましたが、新年度は新たに介護従事者自身に職場アンケートを実施して、従事者目線からの介護現場の実態把握と今後の従事者確保策の参考にしたいと考えているところです。

次に、こども家庭センター設置に関するお尋ねについてであります。

まず、設置に至る経過と法改正の内容についてです。

平成28年に児童福祉法が改正され、市町村は要支援児童や要保護児童等への支援を担う子供

家庭総合支援拠点、本市では家庭児童相談室がその機能を担っていますが、その支援拠点と妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供する子育て世代包括支援センター、本市では子育て支援センターゆらがこれに相当しますが、これらの施設の設置が求められたところです。

近年では、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況にもあり、これらのことなどから、昨年6月に児童福祉法が改正され、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化を行うため、市町村は児童福祉と母子保健の一体的な支援を担う機関として、令和6年4月までにこども家庭センターを設置するように求められたものです。

このセンターの設置に向けた本市の考え方については、現在の子育て支援センターゆらに児童福祉に関する支援を担う家庭児童相談室を統合することにより行うと考えています。

こども家庭センターには必要な職員体制が定められており、1つには母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師等を1人以上配置する、2つには社会福祉士、精神保健福祉士などの専門職を1人以上配置するということが求められています。

このこども家庭センターの開設に当たっては、本市では、母子保健に関する専門知識を有する者の配置というのは既に満たしているところですが、社会福祉士等の専門職については不足している状況のため、5年度において社会福祉士を配置して対応したいと考えております。

こども家庭センターの開設に当たり、ゆらにスタッフの増員が必要なため、5年度の予算で机やパソコンなどを整備する予算も計上しているところでもあります。

現在想定していますこども家庭センターの職員体制につきましては、家庭児童相談員2人、保健師1人、保育士2人、社会福祉士1人を中心にして、この内容で6年4月の開設に向け準備を進めるところであります。この秋頃に策定される見込みのこども大綱や現在協議が進む少子化対策の具体的な内容など国の動向や業務内容を踏まえた上で、こども家庭センターへの機能集約や組織体制について検討していく考えとしているところです。

最後に、期待される効果等についてです。

さきの臨時会で議決をいただきました出産子育て応援交付金事業の伴走型の相談支援は、このこども家庭センターが主体となって実施していくこととしています。

本市独自の相談支援の取組としては、妊娠8か月頃を目途に全ての妊婦を対象に面談を実施いたします。

また、新生児訪問後、センターの保育士が訪問・面談を実施するなど手厚い支援を行う予定としています。

こども家庭センターの主な業務となりますが、児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談、保健指導などに加え支援を要する子供、妊産婦等へのサポートプランの作成、訪問や面談等により妊産婦や子供の状況を把握し、個々の支援につなげると考えております。

具体的な例で申しますと、家庭環境に課題がある場合には、児童相談所や社会福祉協議会と連携した支援を行ったりですとか、医療的ケアが必要な子供には病院や保健福祉センターと連

携した支援を行うことなどが想定できる場所です。

期待される効果としましては、社会福祉士を配置しますので、相談体制の充実が図られることが挙げられるかと思えます。

また、社会福祉士、家庭児童相談員の連携により要支援児童や要保護児童など、多様な家庭環境などに対して、切れ目のないサポート体制を取ることにもできるかと思えます。社会福祉士を中心に、個々の虐待のおそれのある家庭の再生に向けた児童相談所などとの関係機関との速やかな連携調整などを行うことができるかと思えます。

こども家庭センターを中心に幅広いケース支援や地域づくり、事業展開が可能になるものと考えているところです。

私からは以上です。

○議長（井上久嗣君） 鴻野経済部長。

○経済部長（鴻野弘志君） 私からは、新年度において耕種農家及び酪農・畜産の危機的状況乗り越えるための取組について答弁申し上げます。

長引く新型コロナウイルスの影響やウクライナ情勢に端を発した国際情勢の変化、また世界的な穀物需要などの不安定化により燃料・飼料・肥料の価格が高騰し、耕種、酪農・畜産全ての農業経営に影響が及び、様々な課題を抱えている状況だと認識をしているところでございます。

現時点では北海道、本市においては物価高騰対策を実施してきたところであり、今後、国では肥料対策を実施するとされているところでございますが、この農業情勢の回復には議員おっしゃるように数年以上かかるとされているところでもございます。

特に酪農・畜産における飼料高騰対策としては、飼料作付面積を維持しながらTMRセンターなどの営農支援組織の活用を通して、飼料生産基盤を余すところなく活用し、良質で低コストな飼料生産、利用の拡大を推進するものとしているところです。

そこで、これらを踏まえた中での取組等についてでございます。

議員から御提言のございました全道市長会などへの問題提起についてでございますが、これにつきましては、令和5年度の全道市長会への要望の中でも、例えば水田活用直接支払交付金の課題、あるいはてん菜の生産枠の要望を求めるものなどが取り上げられているところでございます。

次に、継続的な消費拡大運動についてでございます。

これまでの取組といたしまして農畜産物の消費拡大運動として、一つには牛乳の消費拡大運動、幾つか取組で申し上げますと、例えば新年交礼会、昨年度、本年度ここで牛乳の無料配布、特に今年度については、事業所での取りまとめ等も依頼してきた、そういうような中身でもございます。

また、広く市民向けといたしましては、冬のイベント雪まつり、ここでの牛乳の無料配布、そして少し個々の取組になりますけれども、JA北ひびきの職員、あるいは生産者、そして本

市の職員による消費拡大ということでヨーグルト、あるいはバターこれらの購入なんかを取り組んでいるところでございます。

このほか、いわゆる農産物3白と言われます今申し上げました牛乳に続いて、これも昨年大西議員から御提言いただきましたが、砂糖の消費拡大運動にも取り組んでございます。

市の広報の昨年の11月号では特集号といたしまして、砂糖に関する正しい知識の記事を掲載しているような状況、あるいは同じく11月の末であります、正しく学んで、美味しく食べよう砂糖消費拡大大作戦と銘打ちましたイベントを道の駅で開催をしてきてございます。

これにつきましては、甜菜振興会が主体となって市内の菓子店舗と協力をする中でオリジナルスイーツの商品販売、あるいはたん菜糖を使用した子供に向けたお菓子のつかみ取りと、こういったことで訪れた市民の皆さんに砂糖の知識について普及を図ってきたというところでございます。

このように令和5年度においても、様々な手法による地元農畜産物の消費拡大に取り組み、地産地消、国産国消の全市的な意識醸成につなげてまいりたいと考えているところでございます。

それから、最後に御提言のありましたこういった状況に関して、市民との情報・状況を共有する取組についてということでございます。

このことにつきましては、昨年大西議員から4定の中でも御質問・御提言をいただきました。

私どもといたしましても、それ以降、関係団体、具体的にはJA北ひびき、あるいは生産者団体組合、これらそれぞれの該当される方々と相談をさせていただきました。そんな中で、とりわけJA北ひびきにおかれましては、そういった趣旨に賛同するというお話もいただいているところでございます。

昨年末から年明けにかけて都合3回の協議も進めてきているところでございますが、そういった集会等につきまして、どのような形がいいのか、規模、内容、時期的なことも含めて現在協議を進めているところでございます。

考え方といたしましては、そういった中で出てきた本市この地域の状況、これらを例えば国、中央へ訴えていける、そういうようなものにできればとも現段階で考えているところでございます。

以上申し上げて答弁といたします。

○議長（井上久嗣君） 増田企画課長。

○企画課長（増田晶彦君） 私から、季節移住に対する制度の概要等についてお答えいたします。

初めに、アンケート調査で対象としました570件の選定根拠でございます。

高齢者が他者の力を借りることなく自力で生活できる、いわゆる健康寿命の平均が男性で72歳であること等から対象者を70歳以上の高齢者に年齢としては、構成する世帯を対象としたところでございます。

また、地区の選定につきましては、店舗及び医療機関等があります中央・朝日・多寄・上土

別の市街地域を除いたそれ以外の地域を対象とさせていただいております。この結果、該当する対象世帯が570件となったものであります。

次に、季節移住を希望する地域のそれぞれの件数についてでございます。

アンケート調査の結果、利用したいと回答された方11件、それから条件次第で利用したいと回答された49件を併せた60件の内訳についてですが、このうち中央市街地での利用を希望した方が51件、朝日市街地での利用を希望された方が2件、多寄市街地での利用を希望をされた方が3件、上士別市街地域での希望をされた方が2件、無回答が2件という結果になっております。

次に、条件次第で利用したいと答えられた方の条件の主な内容についてであります。

条件につきましては、場所、それから実際に居住する建物に付帯している設備の内容、それから建物が1階、生活空間が1階なのかというところがありました。

このほかにも建物の築年数として古い建物ではないものと、それから家賃といったところが主な内容と捉えているところでございます。

次に、現時点での事業制度の概要についてお答えします。

本事業につきましては、郊外に居住する高齢者の方が、冬期間においても安全・安心な生活ができるよう新たな居住施策を講じることを目指すことを目標としているものでございます。

現在想定しております住宅につきましては、冬期間には使用していない市街地域にあります医師住宅の2棟を活用する予定をしております。対象となる方は、郊外に居住しております70歳以上の高齢者世帯としまして、冬期間入所を希望する方を今後募集していきたいと考えております。

利用に当たっての家賃につきましては、ニーズ調査やそれから公平性の観点などから、公営住宅以上となります月額3万円程度を現在のところは想定しております。

また、家財道具の配置についてですが、冷蔵庫や洗濯機など主な家財についてはこちらで準備をすることとし、その他、衣類ですとか寝具等については入居者に用意をしていただくことを想定しております。

また、実際に住んだ後での除雪の作業ですとか、それから火災保険、あとは光熱水費等については、利用者御自身が負担していただくことを想定しているところでございます。

なお、この制度、今後御利用いただいた方につきましては、実際に利用した上での感想ですとか、それから利用した中で現れてきた課題などについて、モニタリング的に聞き取りを行わせていただくことを考えております。

また、新年度におきましても郊外部の高齢者を対象としましたアンケート調査を再度実施いたしまして、実証事業に当たっての課題ですとか、詳細なニーズ等の調査をさらに行っていきたいと考えております。

あわせて、現在市が所有している建物ですぐに使えるものについては数に限りがございますことから、民間アパート等の空き状況、それから活用状況などについても引き続き調査を

してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（井上久嗣君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） それでは今、答弁いただいた内容について、順番にちょっと理解できない点も一部ありますので、お聞きしたいと思います。

最初に、市長の公約なんですけど、記憶では令和4年度の予算案の提示と併せて予算への反映を含めた市長の政策骨子18項目について示されました、進捗状況含めて。新年度の考え方はないのかというのが1点。

それから介護従事者の関係なんですけれども、これ非常に大変な問題だと理解をしております。

それで、資格取得のためのいわゆる研修、就業資金6名が償還免除ということだったと思うんですが、これ恐らく条件は市内就業なんだと思います。今現在、この6名の方は市内で就業されているのか。

それから関連して、今年総務費だと思うんですが、奨学金返還支援事業というものが新規事業として計上されていますけれども、この介護従事者の関係についてはこれとは全く関係ないということなんですか、関連するということなんですか、この辺を確認したいと思います。

それからこども家庭センター、これ開設に当たっては今後検討事項と答弁いただきました。それで、現時点で体制について機構改革も含めて体制整備をする必要があると考えておられるのか。

もう一点は、この運営費用なんですけれども、国から一定の支援があるとお聞きしているんですけれども、これに対する財政措置の考え方について確認させていただきたい。

それから耕種農業、酪農・畜産の危機状況を乗り越えるための取組の点でありますけれども、これは全道的な取組は当然必要ですし、できれば全国的な取組で政府に対して、しっかり要望するというのはあるんですけれども、先ほど答弁の中で触れていましたけれども、全道市長会議で水田活用の直接支払交付金の見直しについても要望事項として取り上げた。

これは、御承知のとおり、この唐突に打ち出したこの見直しについては、北海道の中でいろいろと地域事情が異なる、御承知のとおり。そういう意味では、これに直接影響を受ける地区は空知、上川なんだろうなと思います。そういう意味では、取り組みづらいという点があったと思います。

それで、今回の課題については、これは全道的な共通の課題でありますから、オール北海道としての取組は十分可能でありますから、そういう点で今以上に声を上げるべきだと思いますので、これは当然市長からの見解を求めたい。

それからもう一つは、このことについては、本市にとって重要な課題だという認識をしております。本来、市政執行方針の中で、市長の決意をしっかりと述べるべきだったのかなと私はそ

う思います。

そういう意味では、改めてこの困難な課題に立ち向かう市長の決意を求めたいと思います。

それから季節移住ですけれども、先ほど希望する住居区域について答弁をいただきました。これ結果いただいているんですけれども、例えば中央市街地区で151件という結果が出ています。それから朝日地区で8件、多寄地区で14件、上士別地区で10件という回答があった。先ほどの答弁でちょっと数字が違うんですけれども、この点確認させていただきたい。

それからもう一点。これ実証事業ですから、新年度。今の考え方として、医師住宅を確保するというですけれども、当然実証実験ですから、各地域、朝日なり多寄なり上士別、全部が一番いいんですけれども、どこかの地区で希望者を募って入居してもらうという方法を取るべきだと。そうでないと制度設計のときに、各地域に希望する人の受入れがいろいろと難しくなるんじゃないかと思えます。

それからもう一つ、利用しない、あるいは利用しづらいという意見の一つに持家の管理が必要だと、今住んでるところ、冬期間ですから。これの対応というのは、市として考えておられるのか。

それから、これ将来的な時間のかかる話かもしれませんが、本市として、こういう季節移住も、一つの足がかりとしてはいいんだと思いますけれども、将来的に終住化です。ここに定着する、終住化する。これは本市単独では財政事情いろいろありますから、厳しいと思うんですけれども、恐らく近郊のまちでも国の相当な支援を受けながら進めているところありますから、これはぜひ検討すべきだと思います。

この今申し上げた点について、改めて答弁を求めたい。

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 私から、まず昨年議員の皆さんにお配りした政策骨子の進捗状況の件、それから酪畜の関係で今置かれていることについて、さらに全道規模で取り上げるべきという点、それから市政執行方針のほうで触れるべきだったのではという、この3点について私から答弁申し上げます。

まず、昨年の私の政策骨子を皆様に予算審査のときにお渡しをいたしました。その際にも、説明をさせていただきましたが、私の考えといたしましては、あくまでも政策というのは手段でありまして、その手段についての数字ということなので、基本的に私自身は数字をあまり意識はしていません。あくまでもそれによって得られた成果がどのぐらいだったのかということを考えていきたいということで、昨年お話をした記憶がございます。

そういったことから今年度については、昨年のような資料は作っておりませんが、今答弁で申し上げましたとおり、数字出しましたが、この数字が私の政策の達成だとは思っていませんので、今回そういった意味でお渡しすべきじゃないということで、今回作っていないという状況です。

それから畜産につきましては、全道規模のことだというお話のとおり、これは全くそのとお

りだと承知をしているところでございます。

ただ、一方では全道市長会のほうで、春季の要望にのることになっておりますし、また水活のことも、昨年の全道市長会にのっているのと同時に旭川地方期成会のほうでものっておりますので、上川地方としての要望書としても出ております。

ですので、全道的なものとして取り上げるかというのは、例えば全道市長会の会議の際に提案することはできると思いますが、それぞれその地域の皆さんの首長含め、考え方なのかなと思いますので、そういったことでの情報共有のほうはちょっと進めていきたいと考えています。

それから市政執行方針のお話ですが、その具体的な項目として、酪農・畜産という部分で挙げておりませんが、物価高騰の部分で、一番最初の部分です。そこで入れたつもりではいたので、全くその今置かれている現況について把握していないとか、対応しないとか、全くそんな気持ちはございませんので、その辺の御理解をいただきたいと思っています。

私からは以上です。

○議長（井上久嗣君） 東川部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君） 私から介護従事者の関係とこども家庭センターの関係をお答えさせていただきます。

まず、6名の就労の状況ということですがけれども、いずれの方についても市内で就労されているという状況とお伺いしております。

次、こども家庭センター、機構改革の必要性はというところでしたけれども、こども家庭センター開設は令和6年4月ということを目途としておりまして、5年度については準備の時期というような位置づけをしております。

そういった中で、先ほど想定しています人員体制についてもお答えさせていただきました。そこに加えて、この秋策定される、こども大綱や少子化対策が自治体にどの程度の内容で求められてくるのかといったような部分も勘案する中で、人員体制等を考えていかなければいけないものと考えています。

したがって、6年4月の段階でこども家庭センターを設置するに当たり、どのような組織体制であればいいのかというのは、5年度中に結論を導いていきたいと考えています。

あと、財政措置の関係については、準備経費については国からの助成がありますが、今のところ、本市においてはちょっと児童数の関係から運営費については措置されない見込みと聞いているところです。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 増田課長。

○企画課長（増田晶彦君） 私から奨学金返還支援事業についての御質問にお答えいたします。

現在予定しております奨学金返還事業の内容につきましては、介護事業に限ったものとはしない制度ということで考えております。

したがって、国の事業を利用するという観点から、公務員については該当としない予定

であります、それ以外で市内で就業する方につきましては、全てを対象とする予定でございます。

私からは以上です。

○議長（井上久嗣君） 土田都市マネジメント課長。

○都市マネジメント課長（土田 実君） 私から季節移住のアンケート調査においての、希望する地域の内訳についての数値の違いについて御説明申し上げます。

御答弁で申し上げた数字については、アンケート調査で希望したい、条件次第で希望したいの件数の内訳でございます。

議員がお持ちの資料の数値については、アンケート調査の中で、希望しないんですが、もし利用するのであれば、どちらの地域がよろしいですかという質問も併せてしております。それを全て含めると、全回答228件に対しまして中央地区が151件、朝日地区が8件、多寄地区が14件、上士別地区が10件、その他、無回答が45件というような内訳でございます。

以上でございます。

○議長（井上久嗣君） 増田課長。

○企画課長（増田晶彦君） 私から中央地区以外での実証事業の実施と、それから持家の管理についてお答えさせていただきます。

今回のアンケート調査の結果、冬期間のみ市街地で居住できる住戸を利用したいと回答された方の約90%、それから条件次第によって利用したいと回答された方のおよそ83%の方が中央市街地での居住を希望していたことから、今回実施する実証実験については中央地区に住宅を絞らせていただいたところでございます。

また、各地区にあります市有物件につきましては、老朽化それから設備が整っていないなどという課題があるのも実情でございます。こうしたことを踏まえまして、まずは新年度では、中央市街地区における実証実験と、それから郊外地区につきましては、アンケート調査の深堀りによって、さらなる検証を進めていきたいと考えてございます。

それから、持家の管理についてでございますが、持家の管理ということにつきましては、考えられることとすれば管理費用の支援等というところがあるのかなと思うところではございますが、現時点では想定しているものはございません。

今後、この実証検証の中で、こういったことについても検討してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（井上久嗣君） 大橋総務部長。

○総務部長（大橋雅民君） 私のほうから終住化について、お答えさせていただきたいと思っております。

新年度において、アンケートの深堀り、実証実験を行います。それを経て、将来この事業のあるべき姿というところを決めていきたいと思っております。

ただ、大西議員御提言のとおり、コンパクトなまちづくり、それから住宅を集合させていく

といったことは非常に時間のかかることだと思いますが、私どもも目指していかなければならない課題でもありと考えていますので、新年度アンケート等も採りますけれども、この事業についても併せて検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） また順番にいきます。

市長の公約ですけれども市長の考え方ですから、私も否定はしませんけれども、一般的に先ほど質問の中に申し上げたとおり、公約についてはその取組経過や実現するまでの進捗管理の状況、個別具体的に示すことが市民のより行政運営に対する理解を得られるんじゃないかという考えです、私は。

そういう意味では、数字では表さないといってもそこはどうか。例えば大まかに既に着手しているものは何%ですと、検討、協議しているのは何%ですと、今後取り組むのは何%と。これ項目38項目の中で手をつけた検討しているものって分かるわけですから、少なくともこれは示すべきだなと私は思います。

これについて、再度市長に伺いたい。

それから農業の関係についてですけれども、先ほど言ったとおり、市政執行方針の中で市長は決意を述べなきゃならないと。そして、物価高騰対策云々で、そういうつもりで全く触れなかったわけではないと言いながらも、文言を読んでいくと、これは農業含めて一般的な話だなと理解できるんです。

そういう意味では、基幹産業を農業だとうちの市では捉えていますので、この本会議の中で、少なくともこの困難に立ち向かう市長の決意を聞かせていただきたいと先ほど言いましたけれども、ぜひお願いをしたいと思います。

それから季節移住の関係については、終住化については理解を得られたなという解釈をしています。検討するというので、これはぜひ検討を進めてほしい。

それで希望する地区、希望するとしたらというのと希望するのと、その数字の差があるというのは分かりました。ただ、ゼロではないので。実証実験というのは、1回そこに事業をやっ、不都合なところ改善しなきゃならないところ、いろいろと出てくると。中央市街地、医師住宅だけでは、この季節移住に対するしっかりした政策組めないんじゃないかと思います。

そういう意味では、朝日、上土別、多寄含めて中央市街地以外の住宅も検討すべきだと思いますけれども、この点再度お聞きします。

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 再々質問いただきました。

1つ目に、私の政策について個別の具体的な進捗を示すべきではという御提言をいただきました。これは大西議員からの御提言のとおりだと思っておりますし、このたび、市のホームページのほうも新しくなりました。

そういった意味では、パーセンテージで示すのがいいのかどうかは、今後また私しっかりと考えてまいりたいと思いますが、個別具体の政策について着手したのか、あるいは一部着手しているのか、検討しているとか、市民に分かりやすいような表記の仕方、これは示していきたいと考えます。

それから市政執行方針のほうで触れるべきだったのではということではありますが、市政執行方針は今、お話ありましたとおり、ちょっと文言の使い方も含めて反省するべきところはあると感じています。

ただ、市政執行方針、今、終わってしまいましたので、それを訂正するというよりは、今後のいろいろなあらゆる場で、私の思い、それから酪畜だけではなくて、耕種も含めてですが、今の農業の置かれている危機的状況をどのように市民の皆さんと情報共有して、地域として取り組んでいくかというか、そういうことの意味表示というのは今後もしていきたいと考えます。

私からは以上です。

○議長（井上久嗣君） 千葉建設水道部長。

○建設水道部長（千葉靖紀君） 季節移住に関して、中央市街地以外の場所での実証についてのお問合せなんですけれども、これ基本的に市が所有する住宅関係、これを事前に調査進めてきた中で、基本的にすぐお住まいになられる部分の設備関係、これらの課題が結構大きな問題となっております。実証段階でそれらを全て整備した上で、実施を確認するという形につきましては、費用関係もかなりの額、いわゆる水回りから、それから暖房設備からという形を整備した上での募集という形はかなりハードルが高いものですから。まずは、それらがある程度整っている医師住宅2戸、これの市街地を行うという形で考えておりますので、その実証によりまして、今後他の地区についても考慮していきたいと考えた次第でございます。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 市長の公約にこだわりますけれども、執行方針を訂正してほしいと言っているわけじゃないんです。今日、第1回の議会で大綱質疑をやっているわけですから、新年度にもう少しで入るわけですから。

ここで、市長がこの困難に立ち向かう決意を述べてもらって、今恐らく不安に思いながら、もう融雪剤準備している、玉ねぎも始まっている。不安に思いながら、もう今年に向けて動き出しているんです。そういう意味では、不安に思っている農業者に強いメッセージを市長として出してほしいというので、これはぜひお願いします。

それから季節移住ですけれども、設備が整っていないのでできないという、これアンケートで問いてるんですよ、アンケートで。期待するでしょう、普通は。私はぜひ、朝日市街地だったら、季節移住やってみたい、あるいは上士別市街地にやってみたいと、あるいは多寄にやってみたいということで、アンケートに答えているわけです。

だから実証事業というのは、正式な事業スタートじゃなくて、実証実験という言い方変です

けれども、そこに住んでもらって、中央市街地とほかの地域と環境違うから、どうここで環境に基づいて進めるのかということも含めてですから、ぜひ市所有がなくなつて民間のどこかあるかもしれませんから、検討してください。

この2点、よろしくお願いします。

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 再々再質問に御答弁させていただきます。

まず、市政執行方針の件で、その強い私の思いを発信してほしいということで、これは本当にお話のとおりであります。これを発信する形で考えたいと思います。

それから、公務として各団体と意見交換等々これまで進めておりましたが、あとは直接私のほうから個別に、個別にというか農業者の、特に具体的に言いますと多寄地区の若手の農業者の方とも個人的な立場ではありますが、意見交換とかしながら、なかなか机上では聞こえないような声も、なるべく聞き取るように自分なりに汗かいているつもりですので、そういった活動も含めて、市民の皆さんに理解してもらえるような発信を考えていきたいと思います。

それから季節移住の関係です。

先ほど部長から答弁いたしましたとおり、現段階では令和5年度につきましては、市街中心部2軒ということで考えておりますが、今後につきましては、やらないという選択肢を今しているわけではありませんので、大西議員からの御提案の検討してほしいという部分については5年度中に検討も進めますが、まず実際に住んでいただくのは、現段階で市街地、医師住宅2軒ということで考えておりますので御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 季節移住なんですけれども、医師住宅ということは自分聞いていましたけれども、先ほど言ったように、これ市民も期待を持っているというか、興味を示しています。

そういう意味では、しっかり令和6年度からスタートするわけですが、正式に。5年度については実証事業ですから、ぜひ住む環境は中央市街地に住むのと、ほかに住むのと全然違いますから。これをしっかりその実証事業として取り組んで、いろんなことで改善していくものは改善していくというようなことをやったほうが、スタートするときの政策をしっかりと組み立てるときに参考になるんじゃないかと思っておりますので、ぜひこのことは、まだ5年度も雪が降るまで大分期間ありますから、ぜひ検討してください。

○議長（井上久嗣君） 答弁求めますか。大西議員。

○12番（大西 陽君） 求めます。

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 先ほど答弁いたしましたが、現段階では市街地という決定に考えておりますが、5年度に検討すると言っておりますので、検討のほうはもちろん進めさせていただきます。

以上です。

○議長（井上久嗣君） まだ大西 陽議員の大綱質疑が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

(午前11時46分休憩)

(午後 1時30分再開)

○議長（井上久嗣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大綱質疑を続行いたします。

12番 大西 陽議員。

○12番（大西 陽君） それでは午前中に引き続きまして、大綱質疑を続けます。

教育行政執行方針について伺います。

通告をしていました、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインについては、この概要、本市の対応も含めて、午前中石川議員のほうからの質問の中で示されていまして、私からはこのガイドラインに対する本市の思い、このガイドライン全国一律で示されたんだと思いますけれども、地域事情それぞれ違いますから、そういう意味では、このガイドラインを受けて本市の思いについて、まず伺います。

それから次に、新年度におけるオリンピックデーラン士別大会及び士別市チャレンジデーに対する基本的な考え方についてであります。

オリンピックデーランは毎年6月23日のオリンピックデーを記念して、全世界で行われているオリンピックデーイベントの一つで、日本ではJOCが主体となり、1987年より毎年オリンピックデーランを実施しており、以来36年余りが経過していると聞いております。

士別大会は本年度で30回目の開催となりました。これまでオリンピック・パラリンピアンと市民がいい汗を流してきた大会でありました。

教育行政執行方針で、新年度はこれまでの経験や人的ネットワークを生かし、オリンピック・パラリンピックの意義や触れ合いを広く伝達、理解を拡大していく機会とオリンピック・パラリンピアンとの交流機会として、本市独自の形態を基本に内容の充実を図っていくとしています。

また、執行方針では特に言及していませんが、本市として1回の独自開催を含めて、6回の参加をしている特定の1日に一定の運動を行った市民の割合を他自治体と競い、市民の運動習慣の定着を促す目的で実施されている住民総参加型スポーツイベントのチャレンジデー、このことを含めた、先ほど言ったオリンピックデーラン含めた両イベントに対する新年度における基本的な考え方を伺います。

○議長（井上久嗣君） 須藤学校教育課長。

○学校教育課長（須藤友章君） 私からは、ガイドラインに関します本市の思いの部分で答弁させ

ていただきます。

今回のガイドラインにつきましては、子供たちが将来にわたりスポーツ・文化活動を行う機会を確保するための改革ということでございます。

本市といたしましては、拠点校方式の部活動を平成31年度から施行してまいりまして、生徒が競技を続けられる仕組みというものを整備してまいりました。この拠点校方式につきましても、学校間、距離の問題です。移動の問題や部活動に関します学校の取組のスタンスの違いなど課題もあります。

長らく見直されておりました中体連制度など、このガイドラインによって、改革が進んでいくものとも考えております。

また北海道のほうも、北海道の地域移行に関する推進計画案を先月出しております。そのため、このガイドラインと推進計画を参照しながら部活動の地域移行について検討してまいりますが、今後とも、本市の子供たちがスポーツ・文化活動に参加できる機会、これを提供していくこと心身の健全育成、また豊かな人間性の涵養、これを目指して新年度から協議会を立ち上げ検討してまいります。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 坂本合宿の里・スポーツ推進課長。

○合宿の里・スポーツ推進課長（坂本英樹君） 私から新年度におきますオリンピックデーラン、チャレンジデーの考え方について答弁させていただきます。

まず、オリンピックデーランのこれまでの経過に触れさせていただきますが、本市は当時のJOC専務理事林克也氏からの取り計らいを受けた中で、オリンピックデーランの趣旨に賛同し、1991年からオリンピックデーラン士別大会を開催してきております。

回数につきましては30回を数え、これまで延べ208名のオリンピック、12名のパラリンピアンと交流を図ってきております。

また、オリンピックデーランと連動して、競技団体や愛好家を対象としたスポーツ教室を11年間で21教室実施してきております。さらに、市内中学校を訪問するオリンピック教室を6年間で12教室実施してきました。これ以外にも、2012年まではJOC強化指定施設として陸上競技場が認定されてきたところです。

このようなJOCとの連携によりまして、取組が評価されまして2019年にJOCとパートナー都市協定を締結しております。

なお、コロナ禍の2020年からはJOCのオリンピック教室が休止となったことから、北海道オールオлимпイアンズの協力の下、オリンピック教室を3年間で9教室実施してきております。

長年にわたりオリンピック・ムーブメントの推進に努めてきた中で、教育の観点からもこの取組は継続していくことが望ましいと考えているところです。

しかし、オリンピックデーランの運営において、これまでJOCはオリンピックデーランの企画運営をイベント会社に全て委ねており、JOCの意向に沿った形で大会が組み立てられ、

広告スポンサーの関係も含め、大会における様々なシーンの制約が多く、開催地のアイデアを生かすことが難しい状況にありました。

また、開催に伴う費用に関しては、2021年から従前の負担の考え方を改めて、開催地の負担を増やすことが示されてきたところです。

このようなことから、開催地が主体で企画や運営を行うスタイルに転換し、JOCと開催地双方の負担を軽減するよりよい展開ができないか2年間にわたり模索し、JOCと協議を重ねてきたところです。

このような協議により、JOCとしましては、将来的には共催や後援など、どのような形で開催地に関わっていくのか、検討に時間を要するとしたものの、本市の考えに対してJOCの理解は得られているところです。

こうしたことから、新年度はこれまでのJOC主催のオリンピックデーランではなく、発展的に実行委員会を再編して、新たな形でオリンピック・パラリンピック・ムーブメントを推進するとともに、スポーツをするだけでなく、見る、支えるを含めたスポーツの面白さや楽しさを知ってもらう機会をつくっていきたいと考えております。

次に、チャレンジデーについてです。

チャレンジデーは世界的なイベントで、毎年5月の最終水曜日に世界各地で実施されています。

国内では笹川スポーツ財団が主催し、1993年から実施されており、日常的なスポーツ習慣や住民の健康増進に向けたきっかけを目的とした住民参加型の市町村対抗スポーツイベントで、参加者は15分以上の運動を行うことになっています。

本市は2018年に初参加し、2022年まで5年間で独自開催も含めて6回実施してきております。これまでのチャレンジデーの参加によって、市民の運動への意識を高めるきっかけを提供することにはなりました。

しかし、本市が目指す運動習慣の定着よりも、参加率などの数値や対戦相手との勝敗が目的化する嫌いがあり、当初の目的に立ち返って、きっかけづくりから運動習慣の定着を図ることに重点を置いた取組にしていきたいと考えたところです。

こうしたことから、実行委員会において、これまでの総括を踏まえて協議した結果として、新たな形で市民皆スポーツを目指す取組を進めることとしました。

これからのについては、今後の体制を含めて取組内容を継続して検討することになっております。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） それで、部活動のまず地域移行についてちょっと確認させていただきたいと思いますが、地域移行については教員、義務ではないと聞いているんですが、一般的には教員の負担軽減になるのが一つ。

それから、専門的な指導者による指導を受けられるということが利点としてあるんじゃないかと。反面、部活動を通じて教員が生徒の人的な成長を支援できる機会が損なわれるんじゃないかという危惧があります。

もう一つは、適当なという言い方は変ですけども、指導者の人材確保が本市で容易にできるのかどうか、課題があるんだという。この点について、まず伺います。

それからオリンピックデーランについては、新たな取組を考えているということですけども、今現在、形はどういう取組を想定しているのか。これはチャレンジデーについても新たな形という表現をされていますけれども、これもどういう取組を想定しているのか、その概要を伺いたいと思います。

特に、オリンピックデーランは本年度で30回の開催をしたということで、歴史あるイベントだと思います。そういう意味で実行委員会で確認した後に、これは少なくとも議会に対して会派代表者会議等々で案件があれば不定期に開催されますから、この経過も含めて報告をいただいたほうがよかったのかなという気がします。この点について私の考えについて、もし反論があれば伺いたい。

それから予算書を見ると、オリンピックデーラン士別大会代替イベントで94万2,000円ですか。この代替イベント予算書ですから、代替という言葉を使っています。そして代替というのは意味として調べてみたんですけども、今あるものに不都合などが発生したときに同じ用途を果たせる、別なもので代用するというこんな意味があるようです。ということは、先ほど、る説明をいただきましたけれども、オリンピックデーラン、具体的にどの点が不都合で今回見直すのか、これも重ねてお聞きしたいと思います。

○議長（井上久嗣君） 須藤課長。

○学校教育課長（須藤友章君） 再質問にお答えいたします。

部活動に関してですが、部活動は学校教育の一環として学習指導要領に位置づけられているものです。しかし生徒の自主的、自発的な参加により行われるものということでありまして、教育課程外の活動になりますので、必ずしも教員が担う必要のない業務とされております。

これまでは教員が専門的に対応していただいたところですけども、これに関して長時間勤務の要因になっているということもありますし、先ほど専門的な指導というところもあったんですけども、実態としてあまり指導経験のない教員が部活の顧問を引き受けなければならないというような状況もあり、多大な負担となっているところもあります。

部活動の地域移行をした場合にも、教員が兼職兼業の届けを出した上で、引き続き指導を行うという方法は可能でございます。これら兼職兼業の詳細については、まだ明らかになっていない部分もございますので、今後調査をしていきたいと思っております。

また、教員以外の部活動指導員が指導する場合ということもありますが、この場合、例えば体罰ですとか、ハラスメント、そのようなことは許されないというような状況ですとか、設定された活動時間の遵守など部活動の意義、これを理解した上で学校とも連携して適切な指導を

行っていただくということが必要になってまいります。

指導員が定期的に研修を行う制度ですとか、そのようなことも必要かとは考えております。

今後、国が行う実証事業の結果なども踏まえて、学習指導要領、こちらの改定時に記載内容が見直される予定となっております。

最後に、人材確保ができるのかという質問がございました。

これについては、非常に活動の時間帯ですとか、そのようなこともありまして容易には見つからないのではないかと考えておりますが、今後様々な皆様と検討していく中で最適な方法を考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 三上生涯学習部長。

○生涯学習部長（三上正洋君） 私のほうからオリンピックデーランにおける令和5年度からの新たな形、また議会に対してまず事前にお知らせすべきではなかったのかという部分について、まず答弁させていただきたいと思っております。

これまでJOCとは我々と2年間にわたり時間をかけて協議をしてきた経過がございました。そんな中、令和5年度から新たな形でのオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの推進イベントとして開催する中、オリンピックデーラン、その本来の目的は受け継ぎながら、より市民や参加者を身近に感じるイベントとしていきたいと考えております。

また、パートナー都市協定を結んでいるJOCとこれまでオリンピック・ムーブメントの推進については、これまでどおり進めていくということは確認できております。

デーランの今後の形についてですけれども、JOCでは主催ではなくなることから名称の変更はあり得るということではありますが、これまでと全く違う取組ではないということも御報告させていただきたいと思っております。

前回行われました30回大会では、実行委員会が新たに企画した取組、各団体で競技団体をベースとした新たな取組を行っており、参加者からも好評を得ているところであります。

これは、実行委員会が主体となって活動するオリンピックデーランの一つのイベントといった中になっております。

あと、議会に先に知らせるべきではなかったかというお話ではありますが、実行委員会の議論を優先して決定後に公表するという認識でございましたが、実行委員会の開催が年度末になり、公表の遅れにつながったということは否めないと私たちも考えているところであります。

次に、チャレンジデー、今後の方向性どういった方向性なのか、代替イベントというようにお話でありました。

チャレンジデーについては、これも同じく実行委員会体制を取っておりまして、新たな形の市民皆スポーツを目指す取組を進めることといたしております。

具体的にはスポーツの日、10月のスポーツの日を終点とした健康スポーツ強化週間の設定ですとか、土別スポーツ協会や総合型スポーツクラブが開催する各種スポーツ教室、スポーツ活

動の取組への参加、また10月に行われております健康ウォーキングへの参加なども年間を通じて活動機会を提供することにより、継続的な身体活動を促すといったことを考えております。

新年度当初の実行委員会の中で、体制を含めて取組を検討して、またこのチャレンジデーにおいても、今後の方向性を出していきたいと考えております。

また、先ほど代替イベントということで予算書に載っていたということではございますが、言葉でいけば大西議員のおっしゃるとおりであるかもしれませんが、私たちは決してそのような形ではなく、新たに一定のレベルを維持しながらさらなる市民皆スポーツの推進といった意味合いで検討した内容ということだけ申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） それで、部活動について教員が担う必要がないという説明でした。

もし教員がその任に当たるとしたら、兼職兼業の届出が必要だと、この辺もうちょっと詳細教えてください。

それからオリンピックデーラン、チャレンジデー含めてですけれども、名称はどうなるのか、この辺ちょっと確認させてください。

もう一つ、事前に議会に報告してほしいということではなくて、実行委員会で決定した経過について、特にオリンピックデーラン30年やってるんですから、少なくとも会派の代表者会議にでも、こういう経過だということぐらい話すべきではないかなと。

参考までに申し上げますと、時系列的に実行委員会2月8日に行われているようです。これ間違ったら申し訳ありませんが。

それから、たまたま会派代表者会議が案件があって、2月10日に開かれました。時間的な猶予はぴったりなんで、この辺ちょっともう一回確認させてください。

○議長（井上久嗣君） 須藤課長。

○学校教育課長（須藤友章君） 再々質問にお答えします。

まず、教員がクラブ活動等に従事する場合の兼職兼業についてです。

地方公務員であります公立学校の教師は、その教師が希望する場合であって地方公務員法に基づき教育委員会が許可をした場合に、兼職兼業として従事することができるものでございます。

これにつきましては、今、文部科学省から手引きというものが出ているんですけれども、兼職兼業、北海道の部分の取扱いというのがまだ出ておりません。

北海道のほうでは、その兼職兼業を許可するための時数、時間の部分というところが改めて示されるということになっております。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 三上部長。

○生涯学習部長（三上正洋君） 私から再々質問にお答えいたします。

まず、両イベントの名称についてです。名称については、今現在こういった新たな名称にするというのは決定しておりません。

オリンピックデーランについては、オリンピック・ムーブメントを意識したような名称が望ましいと思います。

また、チャレンジデーについても市民皆スポーツというところを意識したほうがいいというところは思っておりますが、あくまでもこの名称についても実行委員会のほうで確認をしていきたいと思っております。

次に、実行委員会の内容をせめて会派代表者会議には伝えるべきではないかといった御質問でありました。

先ほど議員示されたとおり、日程についても実際に実行委員会の直後に会派代表者会議があったということで、これについては伝えるべきだということもあったかと思っております。ただ、全て今後実行委員会の重要案件の部分があれば当然伝えるべきということがありますが、実行委員会のもを全てちょっと伝えるというところは、そのタイミングにもよるかもしれませんが、難しい部分もあるということだけ御承知おきいただければと思っております。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君） 私のほうから若干補足をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目部活動の今後の在り方に関わってです。

まず、前段の答弁、須藤課長のほうから指導要領の話もございました。現状、教育、家庭外の活動という位置づけにありながらも、実態としては中学校の教員全員が何らかの顧問に就くというのが実は実態であります。

また一方で、複数体制を取る意味で、部活を限りなく増やすということとはできないものですから、そんな中で制限されながらも、先ほどあったように、実際には経験のない種目、競技、あるいは文化系の活動を含めてそれぞれ顧問を務めているという状況もあります。

そこで兼職兼業の部分ですけれども、これあくまでその活動に対しての報酬を得ていくに当たっては、その届出が必要だということにまず基本的になります。

現状、地域移行ってどうしても地域に丸投げするような印象に取られかねない動きにどうしても報道を含めてなっているんですが、午前中の石川議員からの御質問でもお答えしましたし、石川議員からもお話あったように、これは新たな形で地域の中で青少年のスポーツ・文化芸術活動を保障していくものだということでもありますので、そういった中では教員は従前同様に、指導に関わることができないわけではありません。

逆に言うと、先生方が地域の一員として、例えばスポーツ団体の一員として活動していくということは、これはできると。ただ一方で、これまで部活動改革は子供たちのいわゆるバーンアウトやスポーツ障害、あるいはそれ以外の様々な問題から起因して部活動改革進んできた中で、平成29年ぐらいをピークに教員の働き方改革、これと合わさって今のガイドラインに至っ

ていますので、そんな中でももちろん先生方がきっちりと子供たちに向き合うためにも、部活動に追い回され過ぎない、そういうことは必要なんですけども、決して教員が関わらないというわけでもありませんし、地域の皆さんも、それから教員も、あるいは様々な行政の関係の人間も含めていろんな形で関わって、子供たちの活動の機会を保障するというものです。

したがって、兼職兼業については、そういった報酬なりが出てくる場合、これ地域の方が指導する場合も実は文科省1時間当たり1,600円というような非常に高額の設定を目安にしています。これはあくまで目安です。どこの市町村も、これはもう実態として対応できないと。よほど財政源の豊かなところでない限り、これは難しいということになっています。

したがって、多くの場合、本市においては、様々な協力をいただかないと成り立たないと思っていますし、中体連の活動で位置づけられているものだけがスポーツ部活動でもありません。

地域の中では、スポーツクラブ形式で実際に活動されている場合、少年団、中学校、高校とつながっているものもありますので、それぞれ形態が違いますので、そういうそれぞれの経過も大事にしながら、まずは無理のない形で移行できるところから望ましい形、それぞれにあると思いますので、そこを模索していきたいと。

できれば令和5年度から動けるところは動いていきたいと思っていますし、改めてこの機会に文化系、芸術系の活動についても、例えばですけども、これある地域でやっているんですが、一つのものに特化せずに、少し幅を広げて活動できる機会を設けているような場合もあります。

その辺りについては、これは様々な地域の団体の方々とも相談をしながら、検討していければいいのではないかと、理想的な話になりますけれども、考えているところです。

それとオリンピックデーラン、それからチャレンジデーについてのお話もございました。名称については、大西議員から代替という表現が不適切ではないか、あるいは不都合があるということであればそこはどこなんだというお話もございましたけれども、1点、坂本合宿の里・スポーツ推進課長からも申し上げましたが、どうしてもJOCで規定した内容で実施するというようになっておりますので、自由度がなかなか広がらないということが一つあります。

ただ、そんな中でも私どもは、例えば全国でもパラリンピアンが入っているオリンピックデーランは本市だけです。

そういうような工夫だとか、あるいは昨年30回のときには、各スポーツ団体にも協力をいただいて、それぞれのブースを設けて、これ御来場いただいた方は御存じだと思います。実際にいろんな体験をしていただくという場面も設定しました。

そういうことも踏まえて、次年度、新年度はJOCと連携をしつつも、新たな形態にしていきたい。一つ、30回の記念の場面もこれは経過しましたので、JOCとも連携をさらに深めながら、新たな形で進めたい。

そのときには、北海道オールオリンピアンズの協力も得られるものと思っていますので、その名称については、実は内部では例えばですけども、オリンピック・パラリンピック・フェ

スティバルみたいな名前がどうなんだろうかというような話もありましたが、まだこれは実行委員会等々ぐって決定すべきと考えておりましたので、そこは仮称という形で本当は示せばよかったのかもしれませんが、代替という言葉を使ってちょっと誤解を招いてしまったということもありますので、その点についてはそういう意図ではないこととおわびしますとともに、そういう意味ではないということをお理解いただきたいと思います。

チャレンジデーについても同様に、これは、もともとの市民皆スポーツを進めていきたいというその思いから始まっている取組ですので、そこに立ち返って考えるということで。これも以前からどういう在り方がいいんだろうということも内部でもかなり検討もしてきましたし、実行委員会でも前向きな、建設的な御意見、もっと市民への広がりやをどうやったらできるんだという話もいただいてきましたけれども、なかなか数字だとかに追われてしまうという実情もありましたので、今回、形を変えていこうということでもあります。

最後に、オリンピックデーランを含めて議会へもということでもありますけれども、事業の内容として多くの関係する皆さんが構成員になっていただいている実行委員会ですので、これはもう市民の皆さんのいろんな形での代表の方が入った中での会議体と理解をしておりましたし、当日報道の皆さん方も取材に入っておられて、報じられましたので、そういった意味で御理解いただけるものと考えておりました。

今後においても、できるだけいいイベントになるように、そして市民皆スポーツをはじめ、様々な形で子供たちを中心に高齢者の皆さん方も含めて、スポーツ・文化活動に幅広く関われる機会づくりに努めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（井上久嗣君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 今、教育長が言った議会に対する説明、これ詳細細かく伝えるべきだとは思っていないんです。基本的な今はこう考えて、実行委員会ではこういう方向で新年度対応するという経過だけ伝えていただければいいんじゃないかと。

個人的に私も報道で知ったんです。だからこれはいろんな人に聞かれるんですけども、いや、どうなんだろうとなってしまいます。だからそういう意味では、全てと言いませんけれども、30回も歴史あるイベントを変えるときに、何かの手だてで議会側に少し耳に入れるぐらいな、そんな気持ちを持てなかったのかなと思います。もう一回どうぞ。

○議長（井上久嗣君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君） 今後におきましては、様々行政議会両輪ということもありますので、意を配してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 以上で、大西議員の質疑を終了いたします。

7番 西川 剛議員。

○7番（西川 剛君） 令和5年第1回定例会に当たり、質問通告に基づき大綱質疑を行います。

初めに、今後の新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

新型コロナに関する質問は、令和2年第2回定例会から数えて、私自身は9回目の質問となります。

国内において令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、既に3年1か月以上にもわたりますコロナへの対策・対応、感染拡大の波は既に第8波という状況となりまして、これまでの国内の感染状況は、昨日3月6日現在で3,328万1,247人の感染者と、うち7万2,854人の方がお亡くなりになっております。

この感染症により命を落とされた方々の御冥福をお祈りするとともに、加えまして罹患された方々や、後遺症に苦しむ皆様にお見舞いを申し上げます。

さて、本年1月27日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針を決定。

今後、現在の変異株でありますオミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、本年5月8日から新型コロナウイルス感染症、COVID-19を感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける、いわゆる感染症分類の2類相当から5類へ変更することにしました。

これまで3年以上にもわたって、新型コロナウイルス感染症から命と暮らしを守るため、国、都道府県、市町村といった行政をはじめ医療機関の対応、事業所ごとの対応、そして家庭での、個人のと公衆衛生という対応なので、みんなで取り組むことは当たり前といえば当たり前ですが、新たな生活様式といった言葉にも象徴されるように個々人の生活全般にも様々な変化をもたらした対応となっております。

だからこそ、今回の分類変更によってこれまでの対応・対策がこの分類変更によって、どう変わるのか。またこれまでどおりの対応となるもの、この変更を受けて、私たちはどうしたらいいのかなど、今回の質問によって明らかにできればなと思い質問をさせていただきます。

まずは、これまでの感染状況について、陽性者数、重症者数、死亡数と、この新型コロナについては日々全国ベース、北海道内、上川管内と様々な形で公表されてまいりました。

また、その公表対象者となる方々についても、全数から昨年9月からは65歳以上を中心とした数などへ、その公表の取扱いも変わっておりますし、コロナ対応の初期、当初は北海道から本市士別市の感染状況についても情報が受けられないのだということもございました。

そういう状況もありますから、この3年間の全体像、なかなか把握が難しいのかもしれませんが、この3年間のコロナに対する様々な対策の結果でありますので、まずは感染者数等の数字をお知らせいただきたいと思います。

次に、感染症法上の分類が5月8日から5類になることについて、既に公表されておりますが、まずは国が分類変更に至った理由について改めて伺います。

その上で、これまで新型コロナウイルス感染症は感染症法上の類型では2類相当と言われる新型インフルエンザ等感染症に位置づけられておりまして、全国的かつ急速な蔓延により国民

の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症として、その主な対応としましては、都道府県知事が必要と認めるときは入院の措置、消毒等の対物措置。また、政令により交通制限等の措置も可能という扱いとなっていました。

これが5類になりますと、国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に提供、公開していくことによって、発生拡大を防止すべき感染症。その主な対応としては感染症発生状況の収集、分析とその結果の公開、提供となっております。

このことから、国や自治体における対応は極めて弱くなると思うんですが、本市での対応状況はどう変わるのでしょうか。

具体的には6点。1つには、市における対策本部の扱い。2つには、検査体制。3つには、治療や投薬、療養体制。4つには、予防接種。5つには、検査、治療、予防接種にかかる費用。6つ目には、地域における感染対策経費の財源であった地方創生臨時交付金について、現状と5月8日以降の変更内容についてお示しください。

また、この間、本市における感染対策経費については本市の財政状況もあり、この臨時交付金以外の一般財源はほぼ用いてこなかったと承知をしておりますが、既に令和5年度予算を見ますと、対策経費も提案をされています。

ここでは、その対策経費の概要と、予算額、4年度との比較についてもお知らせください。次に、マスク着用の考え方の見直しについて伺います。

感染症法上の位置づけの変更に伴い、国は3月13日以降の取扱いとして、マスク着用の考え方について、現在、屋内では原則着用、屋外では原則不要としている取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とすること。

政府は各個人のマスク着用の判断に資するよう、感染防止対策として、マスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨することとしました。

これを受けて、市では既に3月13日以降のマスク着用の考え方について、市民周知を行っているところですが、改めて国の通知における見直しの概要、着用が効果的な場面、症状がある場合の対応、医療機関や高齢者施設等での対応、留意事項を踏まえた市の考えについてお知らせください。

とりわけ市役所などの事業所や子供たちが関係する学校や保育所等においては、国の通知によれば、その適用時期も違いがあるようなので、それら施設ごとの対応についても詳しく教えてください。

最後に、マスク着用の考え方が変更されることに関して、強く要望をさせていただきます。それは子供たちが過ごす学校や幼稚園、保育園等の換気対策の強化です。

昨年の第3回定例会一般質問。そののちの決算委員会でも、学校や保育園等における換気について質問をしました。

このたびのマスク着用の考え方の見直し通知においても、この考え方の見直し後においても

引き続き3つの密の回避、人と人との距離の確保、手洗い等の手指衛生、そして換気の励行をお願いするとされております。

さきの定例会や決算委員会の質問においても、この間の変異株による感染力の拡大によって、基本的な感染対策や毎日の検温等体調管理を徹底している学校においても感染が拡大している状況から、子供たちや保護者、教員などが取り組めるもの以外の対策として学校施設における換気対策の強化を求めてまいりました。

決算委員会では、市内の学校ごとの換気対策を資料によって可視化もしていただきました。窓開け換気を目安となるCO₂濃度計やウイルス除去に効果のある空気清浄機の設置など、現状は学校ごとばらついていて、その点、市教育委員会としての基準づくりをするべきと思っていたところ、今回のマスク着用の考え方の見直しでございます。

私自身は現状では、とてもマスクを外していいよという環境は整っていないと思うところがあります。コロナ禍にあつて、私たち大人は子供たちにマスク着用の重要性を徹底的に教えてきました。自らかからないためだけではなくて、もし自分がかかっていたらほかの人に感染させないためと。ただ一方で、ウイルスの変異によって重症化リスクは低減している。だからといって、かかってもいい、感染させてもいい、そんな理由にはなっておりません。

学校の教室に機械換気設備を設置する、あるいはCO₂濃度の確認によって必要な換気量を確認する。さらには、新たに空気清浄機をたくさん設置するなど、仮に教室に感染したお友達がいても感染リスクはその対応によってここまで下がるのだ。これぐらいの説明ができなければ、子供たちにマスクを外して差し支えありませんよとは言えないのではないのでしょうか。

マスク着用の考え方の見直しを契機に、感染防止の取組が大幅に弱ってしまうことに強い危機感を持っています。

機械換気の設定費、工事費や高性能HEPAフィルターの空気清浄機は導入費が高額だということであれば、国内を見渡せば中性能フィルターと大風量の組合せによる空気清浄の機能も仕組みも考えられており、現在宮城県の仙台市では、学校における中性能フィルターを活用した空気換気の効果検証実験も行われております。

本日の質問においては、とりわけ学校について取り上げておりますが、子供たちの健康を守るのは大人の役割だという当たり前の視点で学校、保育園等の換気対策強化を早急に実施していただくことを強く要望し、この質問を終わります。

○議長（井上久嗣君） 東川健康福祉部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君） 私から5月8日以降の指定感染症5類相当への変更等に伴う対応等についてお答えさせていただきます。

まず、これまでの感染状況ですけれども本市の感染者数については、北海道が1週間ごとの市町村別発生者数の公表を開始した令和3年6月28日以降について把握しているところです。4年9月26日以降は全数届出の見直しにより65歳以上の方、入院を要する方、重症化リスクがあり治療が必要な方、妊婦の方に限り発生届が提出され発生者数として公表されているところ

です。

3年6月28日から、5年2月27日までの2年8か月間の間に1,889人の市民の感染が確認されているところです。なお、重症者数、死亡者数については、市町村別の情報が出されていないため把握できないところでもあります。

次に、国が2類から5類に分類変更に至った理由についてです。

国は、新型コロナウイルス感染症対策を円滑に推進するに当たって、必要となる医療、公衆衛生分野の専門的・技術的な事項について、感染症対策アドバイザリーボードによる助言や厚生科学審議会感染症部会での意見を踏まえて進めているところです。

これまでの3年間にわたる社会全体の努力の結果、死亡者数は諸外国と比べ比較的強く抑えられています。様々な感染対策と社会活動の制限が約3年にもわたって続いているため、社会、経済、生活、教育などへの影響も明らかになってきているところでもあります。

特にオミクロン株の出現により、感染者数は増加したもののワクチン接種の進展等もあり、感染者が重症化する、あるいは死亡する割合は低下してきているところです。感染対策が市民に浸透する中、社会的な制限はリスクに見合った最小限のものとして社会、教育、経済等の活動を回復させていくことが求められてもいます。

分類変更に至った理由としては、厚生労働省の感染症部会が新型コロナが感染症法に基づく私権の制限、個人の権限の制限に見合った国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある状態とは考えられないとして5類感染症に位置づけるべきとされたことが大きいものと考えています。

次に、5月8日の5類移行後、本市での対応状況はどう変わっていくのかという部分です。初めに、対策本部の扱いについてです。

本市における対策本部の扱いについては、これまで国からの通知等により、市として決定または判断が必要な事項については、対策本部のほうで協議決定してきたところです。今後の対策本部の扱いについては、5月8日以降に市対策本部会議を行い、その在り方を決定する予定としています。

検査体制についてですが、検査体制については道が実施するPCR等検査無料化事業は5年の3月末まで延長して実施するとお聞きしています。5類移行後は、道が実施する検査無料化事業は終了とお聞きしているところです。

治療、薬の処方、療養体制についてですが、現在は市内5医療機関が発熱者の診療・検査に対応していただいています。自宅療養中に体調が悪化した場合には、北海道陽性者健康サポートセンターに相談後、受診可能な医療機関として4医療機関に御対応いただいています。

5類移行後の医療体制としては、1月27日に開催の国の対策本部において示された対応の方針としては、原則として、インフルエンザなど他の疾患と同様となることから、幅広い医療機関で新型コロナの患者が受診できる医療体制に向けて、必要となる感染対策や準備を講じつつ、段階的な移行を目指すとして、患者への対応と併せて今後具体的な方針を示すとされていると

ころです。

次に、予防接種についてです。

令和5年度の1年間は現行の特例臨時接種を延長し、無料での接種を継続する方針と聞いています。追加接種可能な全ての年齢の方を対象に、秋から冬、具体的には9月から12月にかけて1回の接種と感染した場合の重症化リスクが高い方や医療従事者等については、春から夏、5月から8月にかけて前倒しして、さらに1回の接種を行う方針が示されているところです。

ワクチン接種にかかる費用については、5年度1年間は、引き続き自己負担なく受けられる方針と聞いています。

次に、検査、治療の費用の負担についてです。

検査、治療にかかる費用については、現在は発熱外来を受診した際のコロナウイルス検査の費用や陽性が確定した後の通院、入院医療費が公費負担となっています。国は、5類になった以降も急激な負担増が生じないように、国において医療費の自己負担分に係る一定の公費支援について期限を区切って継続することとし、具体的な内容について検討する方針としていました。

現在では、国からの正式な通知は来ていませんが、去る3月2日に見直し案の内容が新聞等により報道され、5月8日の5類移行後は公費負担をやめ、外来入院での検査や治療は原則として患者負担が生じる通常の保険診療に切替え、高額な治療薬のみ無料で提供を続けるとされています。

入院については、高額になる場合のみ軽減措置を行い、通常のインフルエンザで入院した場合の費用との差額を埋める位置づけとされており、当面は9月末までとする方針で今後正式決定されるという形で報道されています。

次に、地方創生臨時交付金についてです。

臨時交付金については、現時点で国から具体的な内容が示されていないことから、地方財政審議会での意見なども鑑みますと、5年度については交付がないものと想定しているところです。

次に、感染対策経費についてです。

新型コロナウイルス感染症対策費の5年度予算については、消毒用アルコールやペーパータオル、二酸化炭素濃度測定器、抗原検査キットなどの消耗品や備品購入など4事業で758万2,000円を計上しております。

4年度については、感染対策消耗品や備品購入費、検査キット、感染性廃棄物処理料などワクチン接種事業費を除き、当初予算では12事業で4,875万2,000円となっています。

感染状況や社会的情勢などが変化している中で、単純には比較できませんが、5類への移行も想定し、前年比4,117万円の減の予算としたところです。

財源については、国からの地方創生臨時交付金の配分予定がないことから、基本的に一般財源の対応となることを予定しています。

次に、マスク着用の考え方の見直しについて、市の考え方はというところです。

国の通知における見直しの概要については、議員もお話のとおり、3月13日からマスクの着用は個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とされています。

国は、各個人の着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面を示しています。

その着用が効果的な場面については、重症化リスクの高い方の感染を防ぐため、医療機関受診時や高齢者施設等への訪問時、混雑した電車やバスに乗車するときのマスク着用を推奨されています。

また、流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行くときは、自身を守るための対策としてマスク着用が効果的であるとしています。

次に症状がある場合の対応についてですが、症状がある場合については、検査で陽性となった方、同居する家族に陽性となった方がいる方は、周囲の方に感染を広げないために外出を控えるよう通知されています。また、やむを得ず外出するときには人混みを避け、マスクを着用することが求められています。

次に、医療機関や高齢者施設等での対応についてです。

医療機関や高齢者施設等での対応として、高齢者等重症化リスクの高い方が多く入院、生活する医療機関や高齢者施設等の従事者の方は、勤務中のマスクの着用が推奨されています。

国通知の中での留意事項ですが、留意事項として3点挙げられています。

1点目にマスクを着用するかどうかは個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されること。

2点目に子供については、健やかな発育・発達の妨げとならないよう配慮すること。

3点目に感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得ること。ただし、そのような場合においても、子供のマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き保護者や周りの大人が個々の子供の対応に十分注意する必要があるとしているところです。

議員もおっしゃっていましたが、マスクの着用の考え方の見直し後であっても、基本的な感染対策は重要であり、引き続き3つの密の回避、人と人との距離の確保、手洗い等の手指衛生、換気等の励行をお願いするとされているところです。

その中で市の考えについてということですが、これらの変更を受け、本市の対策本部では、マスクの着用の見直しを3月13日から行うこととし、感染者の発生状況を注視しながら対策の見直しを行っていく考えであります。

施設ごとの対応については、市役所の対応としては、3月13日から来庁する市民や事業者については、マスク着用は本人の判断とし、窓口で対応する市職員は当面の間はマスクを着用する考えです。同じように事務室内においても、職員のマスク着用は当面の間継続する考えです。

高齢者施設については、3月13日以降も重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、施設の利用者、施設職員、面会者等には着用を求める考えです。

保育園等についてもマスク着用の見直しについて通知が来ており、3月13日から適用されることとなっています。

内容としては2歳未満児のマスク着用はすすめない。2歳以上児についてもマスクの着用は求めない、ただし、マスクの着用を希望する子供や保護者には適切な配慮を行うこととされています。

3月13日より前に保育園等の卒園式を開催する場合においても、学校の卒業式におけるマスク着用に準じた取扱いをするよう通知されており、本市においても市内小・中学校に準ずることとしています。

最後に、換気等対策の強化についてです。

保育園等については、二酸化炭素濃度測定器を使用して、適時換気を行い、冬期間に換気を行う際には冷気が室内に入るため加温機能があるファンヒーターを使用して行います。保育園はその施設の特性から園児の愛着行動に見られる至近距離等での接触、密着度が高い場面も多く見られる状況であります。

距離の確保が難しいという側面もあります。そういった中で現在の方針として、保育園については望ましい湿度や温度を保つ中で、現状の窓開け換気を中心にした換気対策を継続していく考えであります。

私からは以上です。

○議長（井上久嗣君） 三上生涯学習部長。

○生涯学習部長（三上正洋君） 私からは、学校におけるマスク着用の考え方、また学校における換気対策について答弁させていただきます。

まず、マスク着用の考え方についてであります。

国の方針として、学校におけるマスク着用の考え方の見直しは、4月1日から適用することとされており、それらに関する留意事項については今後改めて通知されることとなっております。

それよりも前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、国や道教委から卒業式の教育的意義を考慮し、児童・生徒及び教職員はマスクを着用せず出席することを基本とする考えが示されております。

本市としましては、その通知を受けて、校長会、教育委員会とで協議を行いました。その中で先ほどマスク着用の基本ということですが、マスクを外して差し支えないという表現を踏まえて、マスクの着脱は任意であり、決して強制しないことはもちろんのこと、外す場面が増えるとの認識のもとに取り扱うことといたしました。

感染の不安や健康上の理由からマスクを外すことができない場合や、マスクの着用を希望する児童・生徒がいることを前提として、着用の有無によって決していじめにつながり得るような差別や偏見が生じないように、配慮、指導することを徹底してまいります。

次に、学校の換気対策についてです。

これまでも国の補助金や交付金を活用して、様々な換気対策を実施してきました。CO₂モニターやサーキュレーター、空気清浄機については各学校の室内環境はそれぞれ異なるため、環境に応じた形で必要な台数を個別に整備してきました。

令和3年度までには補完的な換気対策として、網戸の増設や暖房機の更新も実施してきたところであります。

設備更新だけではなく、冬期間には室内温度の低下を軽減するために、2段階換気の手法も取り入れ、児童・生徒の健康面にも配慮した対策を実施してきました。

基本的な感染対策の一つとして、定期的な換気が挙げられていることから、今後もCO₂モニターを活用しながら、学校における衛生管理マニュアルを参考に適切なタイミングでの換気を継続していきます。

この学校における衛生管理マニュアル、また学校環境衛生基準では1,500ppmの換気を目安としておりますが、一方で食事の際には1,000ppm以下が望ましいとされており、換気のタイミングはそれぞれ考慮する必要があります。

5年度についても、本定例会の最終日、補正で国の補助金を活用し、換気対策について予算措置を講じていくところであります。小中高併せて11校、全体事業費として1,080万円、そのうち540万円については換気対策分として予定をしているというところであります。

私からは以上です。

○議長（井上久嗣君） 西川議員。

○7番（西川 剛君） ありとあらゆる分野に影響する3年でありましたので、それぞれの部署からの答弁ありがとうございます。

1つはこの間、私も複数回にわたって質問をしてまいりまして、本市のコロナ対策、ぜひぜひ市民の命と暮らしを守る視点でということで毎回質問してきたんですけども、この間3年間、どうでしたかという質問で、感染者数は数字として示していただきましたが、そのうちの本市の市民の方が重症や、またコロナを起因としまして、お亡くなりになったという数は把握できないということで、生活者感覚でいくとあの方はそうだったんじゃないかとずっと話は聞いているんだけど、その数字としては公表されない。

だから、そういう意味ではこの間の3年間の対策がある意味、コロナというのはどういう病気なんだと、死亡にまで至るんだと言いながらも本市の市民の方々が重症になっていないだろうか、亡くなっていないだろうかという視点で、数字を実は市役所としても持たないままやってきたというのが、今の答弁に表れているのかなという感じがありまして、逆に何となくこの5月8日を受けて、もう終わったんだみたいな感じが、そういった答弁からもあるのかなということで、極めてこの間みんなやってきたんだけど、結果その数字がまとめとしてまとまらないという何とも気持ち的にはもやもやとする対応・対策の3年間だったかなと感じたところです。

本当にこの後の部分、5月8日以降はさらに、国がこの5類の部分でいきますとインフルエ

ンザと同じでいけば、1週間ごとの指定病院における感染者数、これを定期的に出すことによって、今コロナが広がっているよという情報だけを出すという感じがイメージされるんですけども、これでその数字を持って、私たちはコロナにどうしようかというのは対応できるんだろうかというのが率直に思います。

対策本部なんかもどうするのかというので5月以降も、市としての対応を考えるということがありましたけれども、こういった数字を把握する方法について、何か現時点で土別で考えていることがあれば、お知らせいただければと思います。

とりわけ市内も市立病院もございますし、発熱者等の部分で検査の対応も残ると思いますので、ぜひコロナがどうなっているんだということがもう忘れ去られた病気とならないように、今もなお、冒頭言ったとおり、既にもう去年1年間だけで5万人の方が亡くなっている病気がありますので、ぜひそういった部分で数字の把握や市民に必要な情報が周知できる取組をお願いしたいと思ひまして、国の通知にはない市の考え方として、もしあればお知らせいただきたいと思ひます。

それからもう一つ、国の換気の対策の関係で学校における補正予算対応ということでした。

ただ、実際、昨年決算委員会でも資料作って出していただいたとおり、この間の対策経費では、とりわけ補助金についても換気に注視して使えというのは今回が初めての補助金の内容かなと思ひています。

そういった意味では、各学校における対応がばらばらになっている現状ありますので、まず補助金も活用しながらであります、市が市内学校に求める基準はここなのだということを持つ必要な部分ありましたら国の補助金によらず、今後もそういった現状のフォローアップをぜひ市のほうにお願いしたいと思ひますけれども、その換気の部分とそれから、数字の把握の部分、2点お伺いをしたいと思ひます。よろしくお祈りします。

○議長（井上久嗣君） 三好病院事業副管理者。

○病院事業副管理者（三好信之君） コロナの感染者数の今後の市民への公表等の関係ですけれども、去年全数把握からリスクある患者だけということの発表になったときに、私のほうとしてもやはり市内が増加傾向にあるよと、そういうようなことを周知したほうがいいのかということ、せめてうちの病院で検査した数とか、感染者数公表してもいいかということ、道のほうに聞いてたんですけども、そこは一つの病院だけ公表しても意味がないことなので、公表しないでくれという。それが今後どういうふう、定点報告になってからどうなるか分からないんですけども、今、議員言われたように、流行期に入っているよとか、そういった部分については何か補策考えて、うちの病院だけの部分になるかもしれませんが、実数というよりも増加傾向にありますと、そういったようなことは対応できるのかなと考えています。

○議長（井上久嗣君） 三上部長。

○生涯学習部長（三上正洋君） 再質問にお答えします。

学校における換気対策ということであります。

議員のお話の中で学校においては、当然建物それぞれ違うこともありますから、物の配置についてはばらつきがある。そこについては教育委員会で、一定の部分のこの機械については何台置くというのを示すというようなお話だと思っております。

まず、学校において台数の部分については当然、現場、教室の状況ですとか、いろんな様々な特別室も含めた状況を見ながら、それぞれCO₂モニター、換気扇、あとはサーキュレーター、空気清浄機、それを置いてきております。今の現状の中では、教育委員会としてはそれはばらつきというわけではなく、それぞれに適した数を置いているといった認識であります。

ですので、この部分については一定の小学校については例えばCO₂モニターが何台だよ、空気清浄機が何台だよというところは、こちらのほうから示すことは難しいのかなと思っております。

また今後においても、今回また換気対策といった部分で新たな国の補正というような形になりますが、今後においても学校の状況を見ながら、当然クラスで人数が増減すると状況も変わってくるという可能性もありますので、そういった部分は学校の現場の意見を反映しながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 西川議員。

○7番（西川 剛君） 換気の部分についても一つ、今の答弁いただいた部分で最初の答弁で、マスクの着用の考え方、あくまでも個人の任意の判断だ。そして着脱についての個人の考え方を尊重しようと、学校においてはとりわけそれがいじめにつながらないようにと、とりわけ感情的な部分でやはりずっとマスク着用の考え方の見直しが行われていると思うんですけども、私が質問で求めていますのは、やはり環境を含めた科学的対応ということなものですから。当初振り返ってみますと、実はこの議場でも同僚議員が換気について、コロナの最初の頃だと思えますけれどもこの市役所の換気状況はどうなのかという質問がございました。

その際の答弁は、強制機械換気なのでいわゆる窓開けをしなくても十分に風量が動いているのだという答弁だったかと思えます。それが市役所でできて学校でできないのかというようなところから換気なども求めているつもりでありますので、やはりこの環境はどういう環境なんだ、ではこれを学校でできることができないのかという、ある意味フォローアップについては、何と言うんですか、科学的なそういった対応をぜひお願いしたいなと強く求めたいと思えます。

少しエピソードを言いますと、冬が明けてきまして、窓開け換気、いつも子供たちに聞いていますけれども、なかなか開けられないと言っています。せっかく導入した空気清浄機能の扇風機もあまり稼働していないような状況も見受けられる。あるいは数値が、フィルターが、空気が汚れているよというレッドランプになっても窓を開けない。3年対策していますからそういった部分で、改めて今までやってきたことがどうなのかも含めた、ぜひ科学的な対応というのを一つ求めたいと思えます。何かコメントあれば、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（井上久嗣君） 三上部長。

○生涯学習部長（三上正洋君） 再々質問にお答えいたします。

学校の換気についてであります。

今、議員のほうからエピソードを含めてお話いただきましたが、私ども学校のほうの現場のほうに確認をしてきて、その中で実際に本当に冬の寒い中、窓を開けるのが適切なのかどうなのかというところも確認はしてきております。

そんな中でやり方としては、廊下側の扉を少し開けて、そこからサーキュレーターで風を回し、対角線の窓側から逃がすというようなところ、その部分も今までいろんなやり方も先ほど2段階換気とも言いましたが、そういった部分を含めて様々な教室で有効な換気の方法をこれまでもしてきております。

エピソードの中でそういったことがなされていないということもありましたが、私どものほうも再度確認はしていきたいと思っております。

また科学的な対応というところでもあります。実際には本当に機械を入れて、ここの空気がどれぐらいのものなのかというところを測るというところが必要だと思っております。その部分についてはCO₂モニター、これは各教室にもう既に配置をしているところでもありますから、先ほどの答弁繰り返しになりますが、そのCO₂モニターの数字を確認しながら、科学的根拠というような形での換気を目指していきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君） 若干補足させていただきます。

まず、学校です。私も各学校いろいろ回って同じ学校でも、教室によって換気の仕方、それぞれ違う場合もあります。場所によって風の流れだとか、そういうものも違うということも起因していますし、やっている授業の内容ですとか子供たちの人数、活動内容によっても違うということです。

そんな中で、西川議員おっしゃられています、その科学的なという意味合いで言いますと、先ほどの基本的な答弁のところでも部長から触れていますCO₂モニターでの1,000 p p mを目指すという一つの目安として考えていくというのがよりどころになろうかと思っております。

そういった意味では、場所が少し違うだけでも結構二酸化炭素濃度違う場合もありますので、その辺については、十分現場のほうも配慮しながら、私どもも先ほど申し上げたように学校行ったときに職員も結構な回数、学校行ったりしていますので、その都度様子を見てくるだとか、学校と一緒に連動しながら対応していきたいと、このように思っています。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 西川議員。

○7番（西川 剛君） 次に、子ども・子育て支援の充実をテーマに伺います。

質疑通告の要旨においては、令和5年度市政執行方針における6年4月1日までに設置を求

められているこども家庭センターの開設準備に関して質疑を通告しておりましたが、この部分については、午前中の大西議員の質疑で、市の考え方を伺うことができました。

今後のその配置数なども明らかになって、その対応・対策については、なお1年間の課題あるかなと思いますが、新たな施設機能によりまして、本市のこども・子育て支援策一層の充実強化を求め、この点については質疑を省かせていただきます。

そこで、本市のこども施策について伺いたいと思います。

前、牧野市長が子育て日本一をキャッチフレーズに3期12年かけ、様々なこども・子育て施策に取り組み、その中では特に所得制限のない中学生以下の医療費無料化や、小・中学生の文化、体育施設の無料化、毎年の予算確保に御苦労はあるかと思いますが、いい意味で現在士別市においては、標準、当たり前の施策になっていると思っています。

しかしながら、各自治体の実施をいたしております子ども施策・子育て支援施策については、地方における人口減少対策において、出生率上昇による自然増や若い世代の移住施策による社会増を目指して自治体競争の様相を呈しているとも感じられるところでありまして、そういう意味では、今申しあげました本市の子ども施策については、現在は目新しさは薄れていると思います。

そこで、今後の本市のこども・子育て支援の充実に向けて、少し変わった質問の方法で提案をしてみたいと思います。

昨年6月7日参議院内閣委員会において、兵庫県明石市の泉房穂市長が国が進めるこども家庭庁設置法案等に関する参考人として、子ども施策で人口増、経済好循環、決断すれば実現可能と明石市における独自の子ども施策を紹介するとともに、その施策によって人口増、出生率の増、市税収入の増と地域の好循環を生み出すとともに、この流れが子ども施策以外の全ての人に優しいまちづくりにつながっているとの現状を紹介するとともに、国に対しては子育て予算の倍増と人の育成を強く意見されておりました。

この様子は当然ながらYouTube等の配信もありまして、現在も明石市のホームページにも動画があります。その様子を私も拝見をしまして、当然ながら財源の確保や、自治体における発想の転換、組織改編と御苦労されつつも、しっかりと実績を出している自治体運営、地域づくりの様子に私自身も子育て世代の一人として士別市でもぜひやってほしいと思いました。

そこで、兵庫県明石市が進める子ども施策のうち、多くありますが、その中でも5つの無料化。1つには、18歳までの医療費無料。2つには、第2子以降の保育料無料。こちらは財源が許せば、第1子まで拡充したいという明石市の意向のようでございます。3つには、満1歳までのおむつの無料。宅配も実施。4つには、中学校給食費無料。こちらについても、できれば小学校まで拡充したいということでございます。5つには、公共施設の入場料無料ということでございます。

明石市の予算所要額を見ますと、令和4年度では33.7億円、5年度予算ホームページに出ていますので、その予算を見ますと、23.5億円。これに加えまして、5年度では高校生世代への

児童手当1人当たり月額5,000円の支給も予定されていて、この支給額4.8億円にも取り組むようでございます。

兵庫県明石市、この本市、当然人口規模のまるで違う両市であります。本市がただいま申し上げた、明石市と同様の子供施策を実施するとした場合の新規、拡充といった事業内容やその所要額をお示しいただくとともに、その額を踏まえた上で本市における実現に向けた考えについてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（井上久嗣君） 東川部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君） 明石市の5つの無料化のうち、医療費、保育料、あとおむつ定期便について、私からお答えさせていただきます。

初めに、18歳までの医療費の無料化、これは拡充するという事業になります。医療費は年度により増減があることから、過去3か年の実績額をベースに所得制限なしの条件で高校生までの医療費無料化の所要額を試算しました。試算では国保の医療費をベースに16から18歳までの人口の国保加入割合から高校生の医療費総額を推計したところです。

その結果、必要と見込まれる所要額は、令和元年度は1,850万円。2年度は1,810万円、3年度は1,390万円、3か年平均として約1,700万円であり、下の1,400万円から1,800万円程度の所要額が必要になるものと見込んだところです。

次に、第2子以降の保育料の無料化。これは実施するとなれば新規事業となります。3年度の利用実績から試算をいたしました。市立保育園及び地域保育所では、対象児童34人となり、保育料553万円となります。認可外保育施設を含めると、全部で600万円程度の所要額となる見込みとなっております。

次に、ゼロ歳児の見守り訪問、おむつ定期便。実施するとなれば新規事業となります。3年度の出生数から試算をいたしました。出生数74人掛ける月当たり3,000円の10か月分ということで、222万円を見込みました。

出生数については、減少傾向にあるため、200万円程度の事業費を見込んだところです。

私からは以上です。

○議長（井上久嗣君） 三上部長。

○生涯学習部長（三上正洋君） 私からは、先ほどの5つの点のうち、中学校の給食費の無償化、公共施設の入場料無料化について答弁させていただきます。

まず、中学校の給食費の無償化です。これを実施するとなれば、新規というような形になります。この積算については、令和3年度の給食提供実績から試算をしてくれているもので、所要額については生徒数の減少を踏まえて、中学生のみを対象とした場合は2,100万円。

また、これを小学生まで拡大した場合となりますと、小・中学校合わせて5,300万円を見込んでおります。

次に、公共施設の入場料無料化であります。

明石市の施設入場料無料化は博物館、科学館、プールを対象としており、本市の博物館につ

いては平成14年から、南郷プール、朝日プールについては平成23年から小・中学生の無料化に取り組んでおります。

このほか、本市は生涯学習情報センターや総合体育館、朝日農業者トレーニングセンターなども小・中学生無料化の対象としているため、明石市よりは範囲が広がっているということを説明させていただきます。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君） 私から明石市同様の施策を、本市で実現に向けた考えということでお答えいたします。

西川議員からも、両市、人口規模がまるで違うというお話もございました。両市では人口規模のほかにも、行政面積であったり、地理的な条件、こういったものも大きく異なっております。

このことから、仮に同様の施策を実施したとしても、出生率だとか税収上など、そういった期待される場所ではありますけれども、果たしてその成果がどこまで得られるのかといったようなことについては、未知数な部分があるかと思えます。

また財政規模、財政面を比較しましても、標準財政規模で比較しますと約6倍の違いもありますし、財政力指数も大きな差があって、かなり両市では異なっている状況であります。

それで明石市のこの5つの施策の紹介、西川議員からありましたけれども、現在、本市で実施しています公共施設の入場料無料化、そういったものについては、継続はできると考えていますけれども、ほかの施策については、新設とか、そういった拡充に際しましては、当然恒久的な財源が必要になってまいります。

現在、財政健全化の実行計画実施中の本市にとっては、今すぐ実行するというのは、これは難しいと考えております。

ただ、この子育て支援というのは、やはりその重要な施策であると考えております。目新しさはなくても、例えば子育て支援センター、つどいの広場ゆら、きらといったような、そうした開設をしているところでありまして、また一時保育などによって、お母さん方が相談、交流して、そして安心して子育てできるような環境の充実というものは今後も続けていきたいと考えています。

また、おむつ定期便という施策もありましたけれども、それと近いと言えば近いと思うんですけれども、本市は衛生ごみの3歳未満児までの家庭に配布といったようなことも行っております、ごみ袋。それから中学生までの所得制限なしの医療費無料化。これ全道の中でも早い段階から取り組んだといったような状況もありますので、ここまでの拡大については、今すぐはちょっと無理ですけれども、全道のそういった状況、そういったことについては常時把握してまいりたいと考えております。

そういったことで、国は子ども施策に関する基本的な方針を、重要項目を定めることも大綱

というものを5年度に策定することになっております。その大綱や国・道の補助制度、こうしたものを活用することによって必要となる子育て施策や支援に対して、本市としてできる限りの充実に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 西川議員。

○7番（西川 剛君） まず、明石市の例を挙げましたのは、当然ながら明石市は国の参考人質疑の中で国に対してこども家庭庁を設置するのはいいだろうと、ただ子ども予算を倍増したほうがいいと。

その中で私たちはこのようにやっている。その考え方の一つが、別にこれ明石市がやりたくてやっているわけじゃないとも言っているんです。いわゆる国際的なスタンダードで国内でないので、頑張っているんだと。だからこそ、そこに国としてしっかり措置をしてくれということであの話だったものですから、今の国会の議論がどういうところに行くか分かりませんけれども、多分残念ながらお金はくれないでしょう。

明石市の例でいけば、これに振った分だけ交付税削られたりとか、意地悪もされているようなことも市長おっしゃっていますので。ただ繰り返しになりますが、この例を言ったのは、その自治体の決断によってできるのだということで、私数字を今日答弁いただくまで知らなかったものですから、改めて出していただくと、年間8,000万円です、最大。これを直接給付のような形で様々なサービスを無料化することというのは、ある意味直接給付のような形なのでそういった形を検討できないのか、ある意味ほかの自治体ではトップの決断によってやっている例がありますよねということでは言ってみましたので、今、答弁副市長からいただいていますけれども、この数字を見て頑張ればできるかなと思うのか、いろんなことあるから大変だと思うのかはありますけれども、8,000万円頑張ってやってみようかな、8,000万円出せなくても、おむつぐらいは配れるかな、200万円とか、その額を出したことによって、やはりその政策検討が、その輪郭がはっきりしましたので、そういった部分、ぜひぜひ今後の子ども・子育て支援の中に、やはりいいところをどんどん取り入れてという思いもありますので、そんな思いを改めてお伝えしたいと思いますが、何かそれに対してありましたら、お願いします。

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 御提言も含めて、西川議員からありがとうございます。

いろいろ他市の状況も調べた中での御提言ということで、今後の土別市の、我々にとっても非常に勉強になった御質問いただきました、感謝いたします。

私はいつも、少子化対策のことからまずいつもお話ししております。

子育てをする中で少子化対策、それから子育て支援、この両立が本当にバランスよくやることが非常に重要だと思っております。ただ残念なのは、本市にとりましては、まず産む場所がないということでこれも多くの市民の若い世代の方から言われている事項でもあります。

残念ながら現段階では、いろいろな手段を用いて、例えば開業医を誘致する等々も検討しま

したが、現実的ではないという現状がございまして、現実になっていないというところでありまして非常に残念な気はしております。

一方、少子化対策につきましては、これは私はもう常に、西川議員あたり、恐らくフェイスブックされていますから、私の投稿を読んでいたいただいていると思いますが、これはまさに経済状況に物すごい比例しております。

これは内閣府が出している少子化白書、略称ですが、それを見ていただければ分かると思いますが、所得が増えない年代からまず婚姻率が一気に下がります。これ相関関係ありますので、ですので私はいつもその経済経済と言っているのは、もちろん子育て支援はできる限りするのは一方、所得が増えるような社会経済活動が成り立たなければなかなかこれは実現しないだろうと、これは統計上そういうふう実績出ていますので、ですので経済経済と言ってこだわりを持っています。

一方、子育て支援という部分になりましては、まさに今、所得が増えない状況でありますから、今お話にあったような直接給付というのはこれ手段の一つだと思います。ただ仮にこの今8,000万円という額、試算出しましたが、これを直接給付がいいのか、あるいは施設整備に使うのいいのかというのは総合的なその子育て支援・施策として考える必要があると思いますので、今後ともいろいろ御提言も踏まえた中で調査・研究を進めながら、住みよい子育て環境をつくれるよう、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 以上で、西川議員の質疑を終了いたします。

まだ大綱質疑は続いておりますが、ここで午後3時25分まで休憩いたします。

(午後 3時12分休憩)

(午後 3時25分再開)

○議長（井上久嗣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

大綱質疑を続行いたします。

9番 真保 誠議員。

○9番（真保 誠君） 第1回定例会、通告に従いまして大綱質疑を行います。

令和5年第1回定例会初日に表明されました市政執行方針の中から、行財政について質問をいたします。

令和2年12月に策定された士別市財政健全化実行計画も3年目となりまして、これまでの戦略レビューにおける評価検証を踏まえ、その結果を公表するとされました。同時に、行財政運営戦略と公共施設マネジメント基本計画を着実に推進するとも伺っております。公共施設と市民サービスは重要な関係であり、かつ財政健全化を推進する上でも公共施設の在り方を殊さら

重要な関係だと思っております。

公共施設に係る経費を削減しつつも、住民サービスを低下させない。これは行政と議会で市民の理解をいただきながら進めていかなければ、難題だと思います。

ここで、公共施設マネジメント基本計画につきまして、ここにいらっしゃる行政の皆さんや議員の方は既に周知されていると思いますが、中継等御覧になっています一般市民の方の御理解をいただくためにも、簡単に説明いたします。

士別市公共施設マネジメント基本計画は、平成29年3月に策定されております。今、御覧の表の下の部分の黄色い部分でございますが、これが令和4年3月に改定されまして、中身を簡単に申し上げますけれども、今現実にかかっております、毎年かかる更新費用、そして財源が不足していますので、毎年約9.6億円が不足しまして、25年間で約240億円が足りなくなるというこの策定時点の計画であります。

現在、昨年、令和4年に改訂されております中身からしますと、かなり集約されまして金額も減っておりますが、詳しい中身につきましては、ぜひ市のホームページの本計画の詳細が記載されている中身を御覧いただければ、皆さんに御理解いただければと思います。

さて、それで、先ほどの話に戻りますが、この25年間で240億円の不足分を各年度ごと、この表のとおり、8年ごとに3期に分けて、第1期目の終了が2025年、来年、再来年であります。

この中身を、もう一つの表を出していただけますか。

この中で、令和4年3月に恐らく検証しまして、見込みの予定が変わったと思います。非常にちょっと見にくいと思うんですが、この表の2025年の当初見込みが90億円になっておりまして、この改定後の見込みが30億円ということになっておりました。この折れ線のグラフが改定後の数字でありまして、緑の棒グラフは当初の見込みであります。

それで来年、再来年度の90億円から30億円になったという数字の根拠が、このマネジメント計画の中では非常に検証をしました後に、各公共施設の方向性を打ち出しておりますが、90億円から30億円に減らしたこの60億円の差というのは一体何なのかというと非常に私は不思議に思いまして、今回の質問をいたしました。

これ1期目の最終年度でありますので、大規模な廃止を含めた見直しがということで予想されていますけれども、この数字の具体的な根拠をお尋ねすると同時に、ここまでのこのマネジメント基本計画の実績、これをお尋ねいたします。

計画書の中にも書いておりますけれども、建物イコールサービスということには限らないと書いてございますけれども確かにそうだと思います。

ただ、公共施設の廃止は、必ず市民サービスの低下を生むと私は思っています。市民の方も重々承知して、ある程度は理解されていると思いますけれども、この市民への影響と対応については行政側ではどう対応されるのか、その御見解をお尋ねして1問目の質問を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（井上久嗣君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤寛之君） 私からは、更新の経費約90億円から30億円に減った根拠と、それからこれまでの実績についてお答えさせていただきます。

まず、この更新経費の積算の根拠についてでございますけれども、本計画につきましては、総務省の公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針というものに基づきまして策定をさせていただいております。更新経費等の推計につきましては、総務省公共施設等更新費用試算ソフト、これを用いまして積算をさせていただいております。

この総務省から示されました積算の方法によって、当初計画時はこの更新経費、物価の変動ですとか落札率、制度変更こういった様々な要因による積算の複雑化を避けて、地方公共団体の規模によらず、簡便に全体像を把握することを目的に積算をしております。

このため、全ての施設を同規模で維持していくことを前提に、一定程度機械的に算出した結果、大規模な改修時期、建て替え時期、これが令和7年度、2025年のところに集中をしまして、約90億円と当時は算定をされました。その後、総務省から計画の見直しの指示があったりですとか、本市の財政健全化実行計画、これとの整合を図る観点などから、3年度にこの計画を見直しをしたところです。

この見直しの時点で、計画値が90億円から30億円に減少したということになりますが、大きな要素としましては、総務省の指針のほうも改訂されまして、この間、策定された各地方公共団体における個別計画を反映させるといった考え方が示されまして、計画の見直しに当たって、公営住宅長寿命化計画、それから学校施設等長寿命化計画、こういったものを反映させた結果、公住と学校施設で大部分を占めるものですから、この2025年に、この計画には改修だとか見込んでない計画になっておりますので、これらを反映した結果、大きな変動になったということでございます。

続きまして、これまでの実績についてでございます。

用途廃止を含めました面積の削減実績でありますけれども、令和3年度末時点で6.55%の削減となっております。4年度末時点では、7%程度を見込んでいるところです。この計画、1期中、令和7年度までに8%、全体で20%ですけれども、7年度までに8%を達成するという計画になっておりますので、ある程度、今4年度末で7%ですので、ほぼ計画どおりに進んでいるのかなと考えているところです。

参考までに、事業費の部分でお答えさせていただきますけれども、先ほど計画のグラフの部分お示しをいただいて、この緑色の当初計画で見込んでいました更新経費です。これらを平均しますと、年間31.6億円、インフラ施設を除いて、公共施設部分を同規模で維持していった前提で年間31.6億円の経費が、このまま全部維持していくとかかるというのが当初の計画でありましたけれども、これに対しまして実績値でいきますと、この間の施設更新等に係る工事請負経費の実績でいきますと平成29年度が28億5,900万円、30年度が35億6,800万円、令和元年度が26億3,400万円、2年度が10億3,700万円、3年度が7億4,100万円ということに、事業費ベースではこういうことになってございます。

この計画、あくまでも面積ベースで、期間中に8%、20%を達成したという計画ですので、引き続き公共施設の最適化を図ってまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 大橋総務部長。

○総務部長（大橋雅民君） 私のほうから、市民への影響と対応について、お答えさせていただきます。

マネジメント計画は平成29年からの25年間の計画で施設の休止を含めて、面積ベースで20%の削減を図る計画になっています。この25年を3期に分けて、令和7年度までの第1期で検討を行う施設と2期以降で検討を行う施設を位置づけているもので、具体的にどの施設をいつ統廃合するかといったようなものは決まっているものではありません。

どの施設にも利用者があるため、廃止となれば必ず影響が出るものと考えています。一方で施設を存続する場合も市民全体で経費を負担することになることから、この影響も踏まえた検討が必要です。

このため、施設の存廃を判断するために必要な情報を市民の皆様適切にお示しする中で、広く御意見を伺うなど、その取組を加速させたいということで市政執行方針にも盛り込んだところです。

その上で、財政健全化実行計画最終年度であり、マネジメント計画の第1期の最終年度である7年度中に、将来的な施設の在り方を総合的に判断していきたいと思っています。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 真保議員。

○9番（真保 誠君） 先ほど説明員から説明した中でちょっと再度聞きたいんですが、60億円減額するということは、非常な金額です。

先ほどの話の中では、学校と住宅が主な更新の費用の削減というようにお話で聞きましたけれども、この60億円も削減するということは簡単な話、何て言うんですか。環境センター1個ぐらい建てたぐらいの金額ということなんですけれども。これはすごく具体的な数字になっておりません。先ほど言いましたけれども、マネジメント基本計画の追加分の資料の中に、これは追記された部分だと思います。

施設の用途廃止が最も効果的だという書き方されています。確かに今使われている公共施設を廃止、または何て言うんですか、縮小、それから統合することが非常にここはすごく理解できます。

ただ、あくまでも廃止、解体は非常にまだとめどいてもかからない状況ですけれども、用途廃止がメインになっているというような聞こえ方がすごいするんですが、この辺はどうお考えなのかちょっと御回答をお願いします。

○議長（井上久嗣君） 大橋部長。

○総務部長（大橋雅民君） お答えいたします。

用途廃止がメインで金額が落ちているといったようなものではありません。

私、先ほど答弁いたしましたけれども、今現在で廃止する施設が決まっているといったようなものでもありません。

先ほど、佐藤課長のほうから答弁させていただきましたけれども、総務省のソフトで計算すると、やはり面積に応じて当初計算されてしまって、令和7年度の改修費用が多額になりました。その後、本市の計画を反映した結果、30億円に下がったといったことです。

60億円下がった原因というのは、私どもの計画を反映した結果ということになります。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 真保議員。

○9番（真保 誠君） そうしたら、今の御返答の中では、例えば廃止するときについては、市民の皆さんの了解、それから報告を経た中でやっていくというお答えだと思います。

それと同時にちょっとお尋ねしたいのは、例えば施設によって、実際によく、皆さんからよくお聞きする費用対効果、この費用に対しての効果額がどれくらいあるんだろうかという。これは行政の方からよく言われますけれども、これはあまりちょっと行政の方からかかったお金について、どう人が、例えば使う使わない。これとは別な判断だと思うので、それと同時に今ありましたけれども、例えば社会的見地とか教育的見地から人が、利用者が少なくても、この施設はなければならぬという判断があると思います。

これはすごく大事な話で、2つあるから1つにする、または使っている人が全くいなければ別ですけども、地域的な問題もあると思います。そういった公共施設の廃止、それから統合、特に廃止です。この辺は、どの辺りを基準に廃止されるのか。

またそれは、地元の住民の意見がどれだけ反映されるのかというところをちょっとお尋ねいたしたいと思います。

○議長（井上久嗣君） 大橋部長。

○総務部長（大橋雅民君） お答えいたします。

廃止に向けての基準でありますけれども、特にその基準といったものについては、私ども持ち合わせているものはなくて、あくまでも25年で20%、休止面積も含めて削減していくといったようなものが目標であります。

真保議員の話にもあったとおり、公共施設というのは費用対効果で判断できるものではないと思っています。ただ一方で、施設の維持管理も膨大にかかってくるということもあります。そういった資料を議員の皆様、それから市民の皆様にお示しする中で議論をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 真保議員。

○9番（真保 誠君） 今、お話を聞いて非常に安心しましたが、今後ともどうしても、何ていうんですか、公共施設が廃止、休止するということは私の感覚からするともう二度とまた戻らない

という、どうしてもそういうニュアンスが強くて、地元の人方の実際に地域性もあると思います。

非常に使われている方にしてみれば、あそこ要らないんじゃないかと思う方もいるし、それは先ほど言った教育的見地から言うと、ここはやはり施設としてあるべきだと。そこにはやはり経年劣化とか、耐用年数の経過後のやはり施設の在り方というのは非常に出てくるし、すごくそこには施設としての更新維持費もすごくかかってくる部分も確かに否めないと思います。

そこら辺の判断基準をぜひ行政の方たちには地元、市民サービス、市民の目線でよく考えていただいて、早急に結論を出すんじゃなくて、やはりそこはきっちり検討をしていただいた中で進めていただきたいと思います。

この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 真保議員の再々質問に御答弁させていただきます。

議員お話のとおり、例えば公共施設、ハード的なものです。そういったものを廃止するということはサービスの低下につながると、これは私も全く同感でございます。

そういったこともあります。一方でこれから土別市の将来的な財源を考えたときに、全てを維持するのは難しいだろうということがありますので、今お話があったとおり20%ということを目安に削減をしていく方向をしなければいけないということで。ただ、もともとあるものをやっぱりなくすわけですから、なかなか使われている方、利用されている方が少人数であっても、理解していただくのは難しいところもあるとは思いますが、かかる費用であるとか将来的なコスト、あるいは総合的な政策判断の中で、そこを維持するのが本当に正しいのかどうかということ、まずはその利用されている方にしっかりと説明することで、納得していただくことが我々の一番重要な責務だと思っていますので、その辺はもちろん丁寧に説明しながら、そういう数字とかデータも出しながら、丁寧な説明に努めて理解を求めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 真保議員。

○9番（真保 誠君） 2つ目の質問に入らせていただきます。

魅力と活気あふれるまちづくりについて質問いたします。

移住定住や新規事業者の受入れについてお尋ねいたします。今や全国どの自治体でも移住定住者の受入れに力を注いでいます。先日、ある地区での議会との意見交換会の中で、土別は移住定住の相談件数が名寄より少なく、かつ就労実績も格段に差がつくのは何でだろうという質問が出てまいりました。正直返答を私はできませんでしたが、本市の魅力が伝わらないのか、説明が足りないのか、全体のPRが不足なのか、ちょっとその部分は私としても自己回答が出てまいりません。

そんな中、本年2月に本市のホームページが一新されました。行政の内容のほか、市の魅力

や育児、仕事、定住した市民の方の声など盛り込まれております。

このような中で、近隣市町村の移住定住に関するホームページをいろいろ調べてまいりますと、隣の名寄市では名寄市移住促進協議会という、これが移住定住についての窓口になっていまして、ちなみにこの協議会は名寄市の外部団体で、名寄市と民間団体が連携して平成24年5月に立ち上げております。

名寄市のほか、名寄商工会議所、風連商工会、名寄観光協会、風連観光協会、名寄建設業協会、JA道北なよろ、そのほか民間6社、これで構成されておまして、仕事、住居それから子育て、生活環境について分類されて、移住定住者のインタビュー、支援制度、名寄の観光名所、動画のコンテンツなど移住者の知りたいことが網羅されているホームページであります。

事務局が名寄市役所内に置かれておまして、相談や問合せも同窓口でやっているようです。この中には、市内の一般企業の紹介もされております。

本市のホームページから移住定住で検索すると、なかなか本市の魅力にうまくアクセスしていかないのが現状でありまして、本市としての独自性も必要なんでしょうけれども、ちょっと他の自治体のよいものはいち早く引用させてもらって、それをまねすることが成功への近道かなとも思っております。この辺も少し工夫するべきと思いますが、この御意見を伺います。

また仕事に関しても、市のホームページですのでなかなか民間企業の紹介だの、何とか難しいと思いますが、ただ本市にはどのような業種の企業があつて、紹介も取り入れなければなかなか、市外のここをのぞきに来る皆さんにはなかなか目が届かないのかなと。

現在本市では、介護従事者のほかに様々な業種の人材が不足しております。

本市のホームページの上手な活用が、人手不足の解消、そして移住定住、人口増加につながることに私は思っております。本市に数多くの人を呼び込もうといういろんな策が講じられておりますが、移住定住はやはりこのきっかけと縁というのが大変必要だと思っております。

今回、この中にふるさとワーキングホリデーの実施が市政執行方針の中に掲げられましたけれども、これも一つのきっかけづくり、それから縁づくり。そうなのかなと私は考えております。このぜひ成果を見込みたいものですが、このふるさとワーキングホリデーとはどのような内容で実施されるのか。詳細説明をお願いいたします。

また、併せて、移住ナビへの相談実績と移住者の実績をお知らせください。よろしくお願いいたします。

○議長（井上久嗣君） 大橋総務部長。

○総務部長（大橋雅民君） 真保議員の質問にお答えします。

初めに、移住のPRについて他自治体を参考に推進すべきといった御質問についてです。

これまで本市の暮らしや仕事など、移住定住に関する情報については、令和2年度から移住・定住ナビデスクのサイトを開設し、広くPRに努めてきたところです。

本年2月からは、本市のホームページがリニューアルしています。これに伴いまして、これまで移住・定住ナビデスクのサイトに掲載していた情報を、市のホームページに掲載している

ところでは。

現在、移住・定住ナビデスクのホームページでは、コンテンツが市のホームページに移行していることをお知らせしています。

また、市へのホームページへのリンクを貼り、本年3月末で閉鎖することも併せて紹介しているところでは。

提案のあったとおり、移住定住に関する情報をPRすることは非常に大切であると思っています。また、企業や仕事の紹介は、移住を検討する上で重要な要素であります。人材不足は、本市にとって大きな課題であります。現在、市のホームページでは、仕事に関してハローワークの求人情報や地域おこし協力隊を募集しています。今後は他の自治体における優良事例も参考としながら、市のホームページでの情報発信に限らず、どのような取組を進めることが、本市の移住促進につながるのかの視点で、さらに検討を進めたいと考えています。

一方で、本年度から移住体験ツアーを実施しました。この中で地域住民との交流や、つながり、移住へのきっかけづくりも重要な要素であることを改めて認識したところでは。

他方、全国的に若者の働き方やスタイルが変化しています。企業や団体に所属しないで情報通信や技能を生かして業務を請け負う働き方、いわゆるフリーランスが増加していると。このような若者をターゲットとする視点も重要であると考えているところでは。

次に、移住の相談件数についてです。

令和2年度は75件、3年度は67件、4年度は63件、2月末の数字になります。この相談件数のうち移住につながったのは、3年度の1件であります。

最後に、ふるさとワーキングホリデーについてです。

令和5年度から新たに実施する考えであります。

この事業は、市外に住む大学生などが一定期間、本市に滞在し、働いて収入を得ながら、本市での暮らしを体験していただくというものです。この取組により、U I Jターンの促進につなげたいと思っています。

また、事業の実施に当たっては、民間事業者との連携・協力が不可欠であります。移住相談や関連事業を委託しているまちづくり士別を含め市内関係機関とも連携してまいりたいと思っています。

予算額は72万円を予定しています。特別交付税による5割の補填がございます。

働き先については今後、市内事業者へ事業概要をお知らせし、協力いただける事業者を募集していく考えであります。

以上になります。

○議長（井上久嗣君） 真保議員。

○9番（真保 誠君） 先ほど、新規就業者それから移住定住の方のなぜ士別の働き口をホームページに加えていただきたいかという願いは、現実問題として、今非常に人手不足の例えば介護職員、ここを募集すると、どういうふうにそれがリサーチされているか。派遣会社が人をあ

てがってくるケースが多いようで、それでその派遣会社が手数料を取って、簡単に言いますと通常の月の賃金にプラス派遣会社のプラスアルファが取られて、使用する側が要らない経費を使うということは非常に大変なことになっている状況が見受けられます。

ですから、あくまでもハローワークは確かに公的な職域ですから載せることはできますけれども、やはり直接士別のよさをアピールしながら人材を配布できるというようなシステムにしないとなかなか人が寄ってこない、また来ない。そして、ほしい企業になかなか行けないということが現実には起こっている中で、ぜひここは人を集めるための手法を何とか考えていただいて、ぜひ進めていただきたいと思います。

この御返答をいただいて、終了いたしたいと思います。

○議長（井上久嗣君） 大橋部長。

○総務部長（大橋雅民君） お答えいたします。

ハローワーク以外の求人の把握が、なかなか行政では難しいと感じているところです。

ただ、新年度でワーキングホリデーという事業に取り組みます。働き先も市内の企業に御協力いただくというようなこととなりますので、その御協力いただく意見交換の中で、企業の皆さんの意向等々、ちょっと把握するよう努めていきたいと思っています。

○議長（井上久嗣君） 以上で、真保議員の質疑を終了いたします。

○議長（井上久嗣君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は本日に引き続き午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

明日の議事日程は、本日の続行であります。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時58分散会）